

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 【概要版】

中 間 市
水 巻 町
岡 垣 町
芦 屋 町
遠 賀 町

遠賀・中間地域広域行政事務組合

令和5年3月

目 次

第1章 計画に関する基本的事項	1
第1節 計画改定の趣旨・目的	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間・目標年度	3
第4節 計画の範囲	3
第5節 持続可能な開発目標（SDGs）について	4
第2章 地域の概要	5
第3章 ごみ処理・処分の現状と課題	7
第1節 ごみ処理・処分の現状	7
第2節 ごみ処理・処分の課題	29
第4章 人口及びごみ排出量等の将来予測	30
第1節 人口の将来予測	30
第2節 ごみ排出量の将来予測	31
第5章 ごみ減量化等の数値目標	32
第1節 国・県等の一般廃棄物減量化目標	32
第2節 組合地域における数値目標	33
第6章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	37
第1節 基本方針	37
第2節 ごみの計画処理区域と処理主体	38
第3節 排出抑制・再資源化計画	39
第4節 収集・運搬計画	42
第5節 中間処理計画	43
第6節 最終処分計画	43
第7節 災害廃棄物処理計画について	44

第1章 計画に関する基本的事項

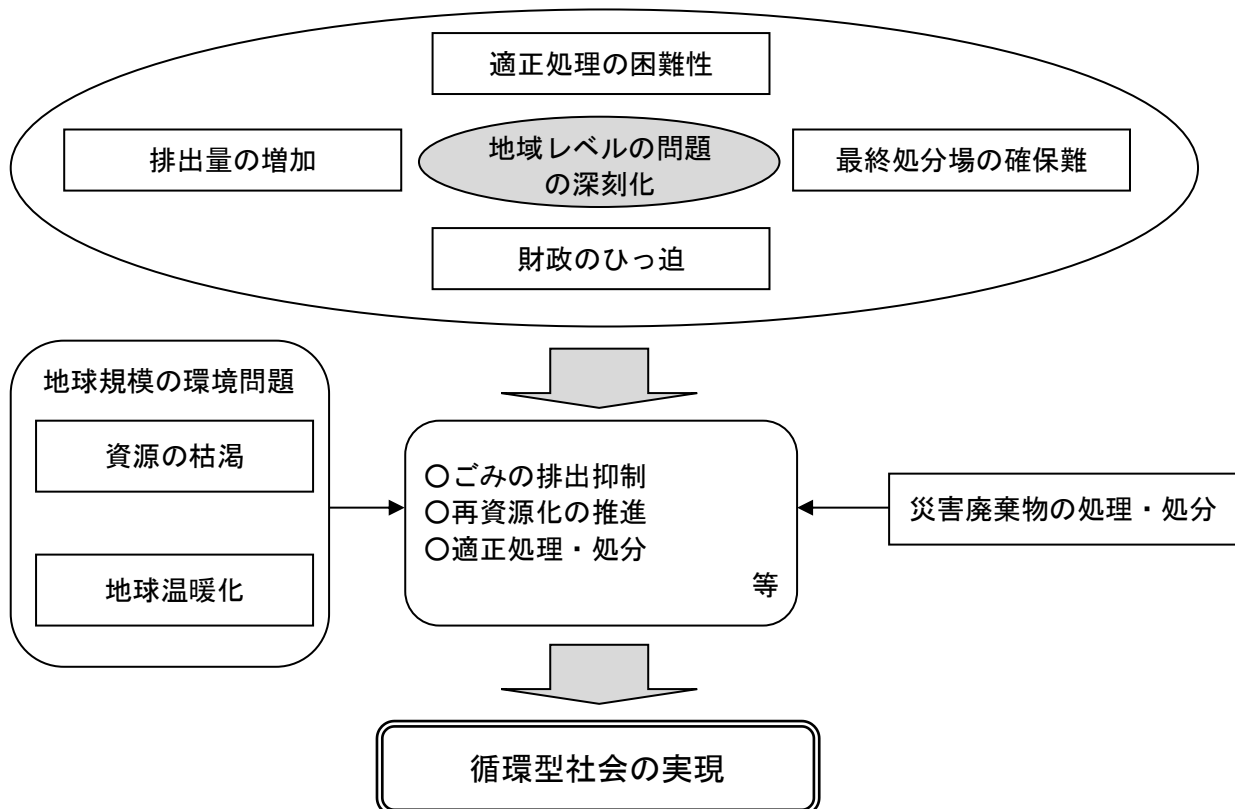
第1節 計画改定の趣旨・目的

これまでの廃棄物処理は、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境を保全し公衆衛生の向上を図ることに主眼を置いてきました。しかし、私たちが生活の豊かさを求める結果、ごみは質的に多様化し、その排出量は増加しつづけ、ごみの適正処理の困難性や最終処分場の確保難、市町村財政のひっ迫など地域レベルの問題が深刻化するとともに、資源の枯渇や温暖化など地球規模での環境問題にも影響を及ぼすこととなっています。そこで、これらの問題を解決するため、私たちのライフスタイルや経済活動の見直しなど資源を大切にする循環型社会への転換を目指す動きが活発になってきているところです。さらに、近年は排出抑制や再使用に重点を置いた循環型社会のあり方や再生可能エネルギーの確保を目指すようになってきているほか、多発する自然災害により生じる廃棄物の処理・処分も考慮した対応が切実な問題となっています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないこととされています。

一般廃棄物処理計画は、①長期的かつ総合的な視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）、②これに基づき年度ごとに一般廃棄物の収集、運搬及び処分について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されるものであり、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成されています（廃棄物処理法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定）。

遠賀・中間地域広域行政事務組合（以下、組合という。）を構成する1市4町（中間市、水巻町、岡垣町、芦屋町、遠賀町）及び組合では、平成29年度に一般廃棄物（ごみ）について適正に処理・処分することを目的として「ごみ処理基本計画」を策定していますが、現行計画の策定から5年を経過したことから今回、改定を行うものです。（以下、平成29年度策定の計画を「現行計画」、今回改定を行う計画を「本計画」という。また、組合を構成する各市町を指す場合は「構成市町」、構成市町を含めた組合の地域全体を指す場合は「組合地域」という。）



第2節 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物処理法第6条第1項」の規定に基づき策定するものであり、1市4町及び組合における一般廃棄物（ごみ）処理事業の最上位計画とします。

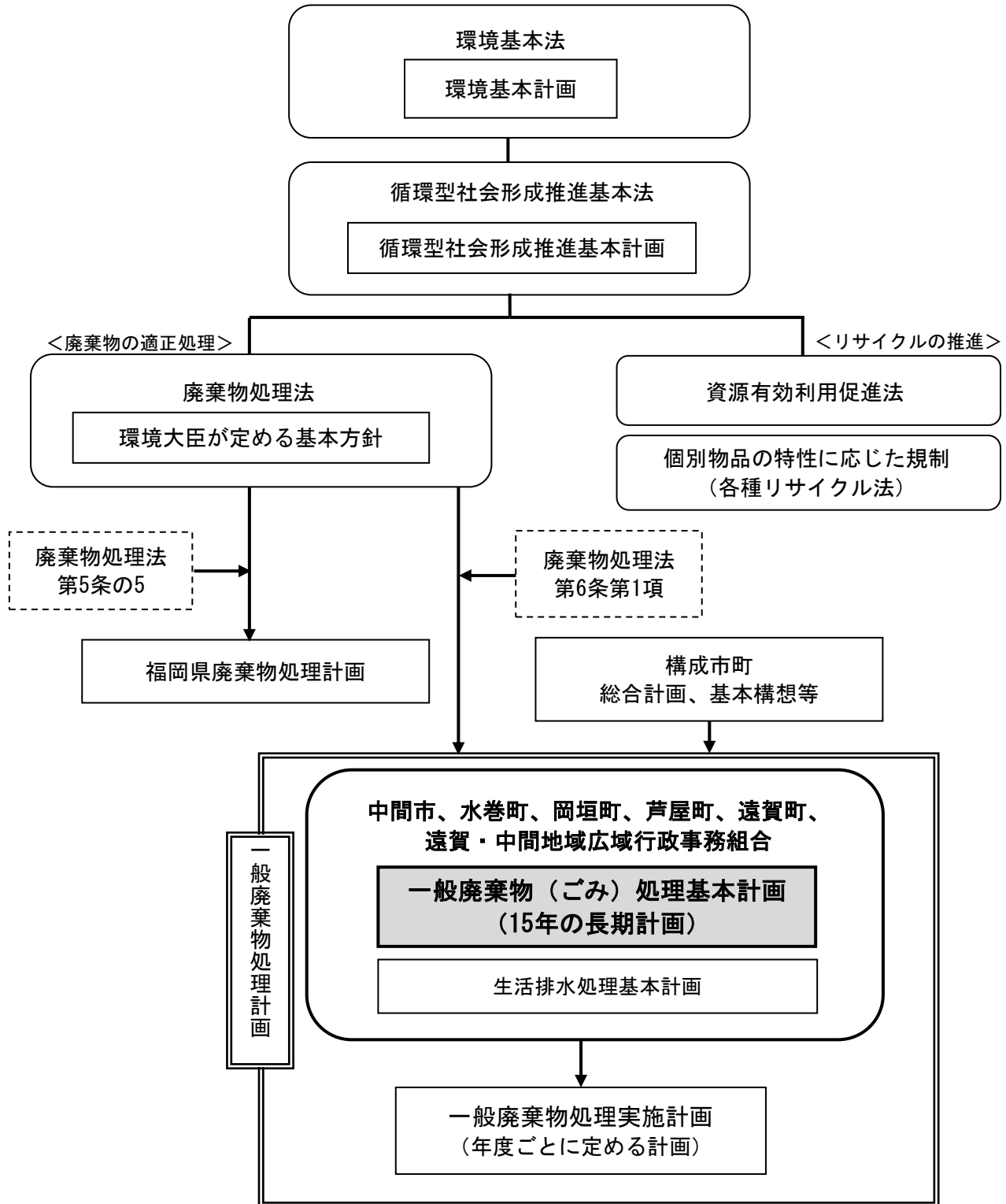


図1-1 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置づけ

第3節 計画の期間・目標年度

本計画では、平成29年度を初年度とし、目標年度を令和13年度とした15年間を計画期間とします。また、概ね5年ごとに中間目標年度を設定し、計画の進捗状況の評価を行い、計画を見直します。本計画は、令和3年度に中間目標年度を迎えたことから目標達成状況の確認とともに改定を行うものです。なお、一般廃棄物処理・処分等に関わる諸条件に大きな変動があった場合なども、必要に応じて見直すものとします。

表1-1 計画の期間・目標年度

区分\年度	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
本計画	策定年度	●				● (見直し)					○ (見直し)				
	計画の期間	←	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	→
	計画目標年度														○
	中間目標年度					●				○					

第4節 計画の範囲

本計画では、市町村の処理責任に位置付けられている一般廃棄物のうち、「ごみ」を対象とします。

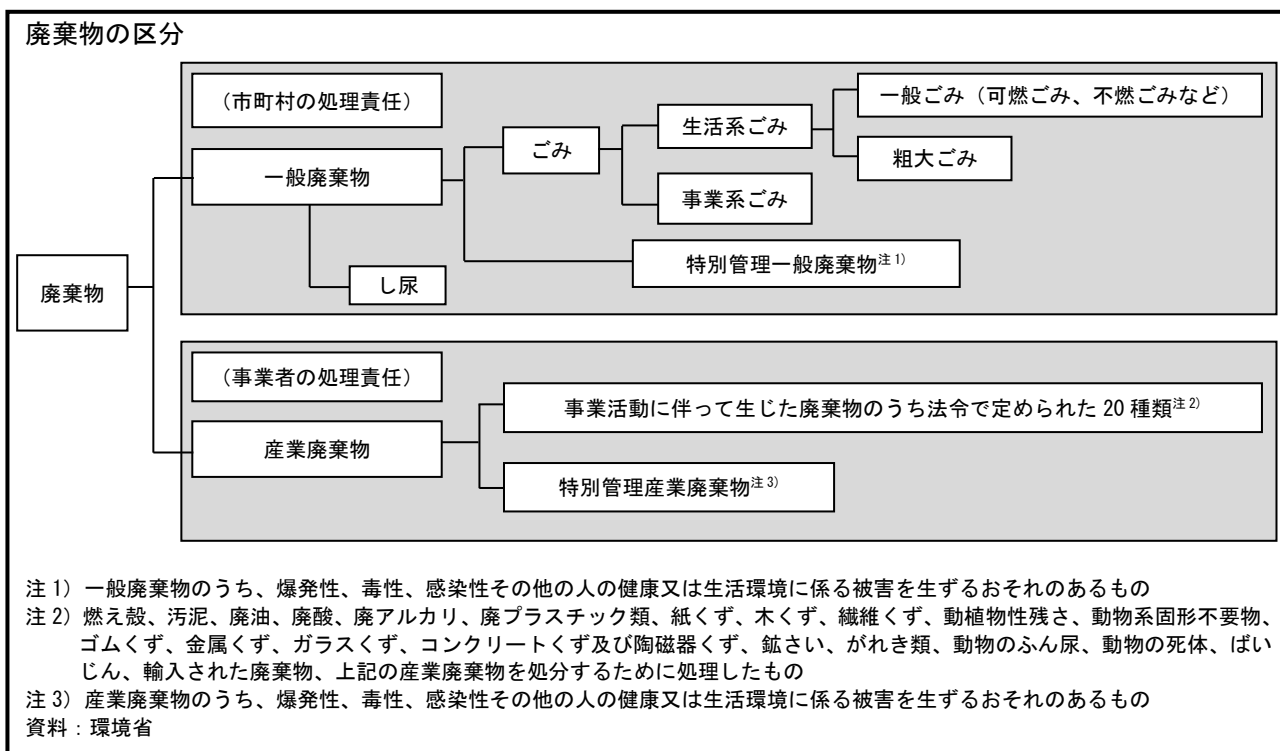


図1-2 計画対象の廃棄物

第5節 持続可能な開発目標（SDGs）について

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）とは、平成27年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

廃棄物対策は持続可能な社会づくりの実現に密接な関わりがあり、本計画を通じてSDGsの実現に向けて様々な取り組みを推進していきます。



本計画においては、SDGsの次のような目標と関連があると考えられ、第6章第1節において、ごみ処理に関する基本方針と関連すると考えられるSDGsの目標を併記しています。

	<p>目標4【質の高い教育をみんなに】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する</p>		<p>目標9【産業と技術革新の基盤を作ろう】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
	<p>目標11【住み続けられるまちづくりを】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する</p>		<p>目標12【つくる責任、つかう責任】 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
	<p>目標13【気候変動に具体的な対策を】 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>		<p>目標14【海の豊かさを守ろう】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>目標15【陸の豊かさを守ろう】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する活性化する</p>		<p>目標17【パートナーシップで目標を達成しよう】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

第2章 地域の概要

遠賀・中間地域広域行政事務組合は、1市4町（中間市、水巻町、岡垣町、芦屋町、遠賀町）の全域を対象として、ごみの収集運搬とし尿の収集運搬及び一般廃棄物処理施設（ごみ中継施設、リサイクルプラザ、し尿処理施設）の管理・運営を行っています。

構成市町の概要は次の通りです。

【中間市】

中間市は、福岡県の北部に位置し、北九州市と遠賀郡、鞍手郡に接しています。市域は東西に 6.98km、南北に 4.45km で面積は 15.96km² となっています。市の中央をちょうど南北に一級河川の遠賀川が流れていることから、市域は通称「川東（かわひがし）」と「川西（かわにし）」に分かれています。北九州市側となる川東には、なだらかな丘陵を背景に閑静な住宅地と商業地などを形成し、市の人口の 9 割が集中しています。川西の広々とした平野部には、美しくのどかな田園風景が広がり、市の振興方針による工場団地が立地しています。

【水巻町】

水巻町は、福岡県の北部に位置し、面積は 11.01km² となっています。東は北九州市に隣接し、西は遠賀川に挟まれた南北に細長い町です。町の中央部に標高 100m の小高い丘陵地があり、周囲は平坦で低湿な沖積地で、平野の中央を曲川（まがりがわ）が流れています。一帯の土地は海岸線が近く、遠賀川の氾濫（はんらん）によって沖積土が厚く堆積し、地味肥よくで、そのうえ気候も温暖なために米・野菜の栽培に適しています。遠賀川のほとりでは、秋には紅・ピンク・白のコスモスが咲き誇り、私たちの心を和ませてくれます。

【岡垣町】

岡垣町は、福岡県の北部で北九州市と福岡市の中間に位置しています。町域は東西に 10.4km、南北に 8.6km で面積は 48.64km² となっています。北部は響灘に面し、12km もの松林が続く三里松原が美しい海岸を形成されていて、昭和 31 年、玄海国定公園に指定されました。南西部の宗像市との境界には 300～400m 級の山々が連なり、町の豊かな水源となっています。中央部には汐入川、東部には矢矧川が流れ、両河川の流域は農産物の産地になっています。西部・中部・東部は平野で、田園と住宅地域が広がっています。中心部には国道 3 号と JR 鹿児島本線が通り、北九州市と福岡市を結ぶ町の主要な交通網となっています。

【芦屋町】

芦屋町は、東を北九州市に隣接し、響灘を望む遠賀川の河口に広がる町です。町域は東西に 4.4km、南北に 5.3km で面積は 11.58km² となっています。町の中央部を流れる遠賀川を挟んで両極端な海岸線は、東側は奇岩景勝の磯を形成し、西側は白砂青松のなだらかな海岸となっています。いずれも多く観光客を集め、北九州都市圏の海洋レジャータウンとなっています。

【遠賀町】

遠賀町は、面積は 22.15km² で、遠賀平野の中心に位置し、古くから農耕文化が栄え、現在でも稲作を中心にイチゴやフキなど施設園芸も行なわれています。町の中心部を JR 鹿児島本線や国道 3 号線が通り、町北部の国道 495 号線や鞍手インター・若宮インターからのアクセスも良いため、人や物量の重要な交差点となっています。

出典：中間市ホームページ 位置と面積
水巻町ホームページ 地勢
岡垣町第3次環境ビジョン 第1章策定の背景
芦屋町ホームページ 地勢
遠賀町ホームページ 地勢
より一部加筆

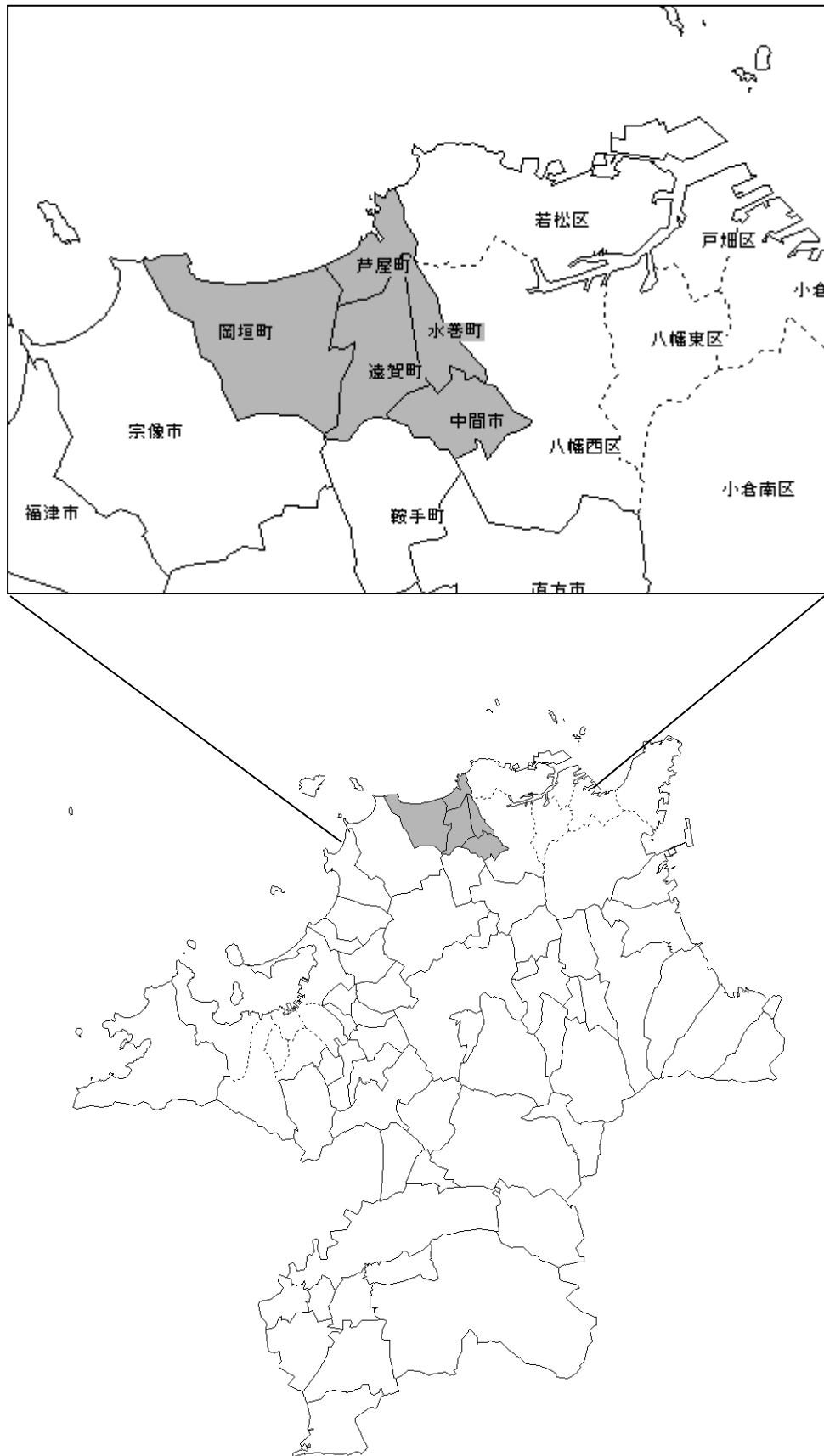


図 2 - 1 組合を構成する 1 市 4 町の位置

第3章 ごみ処理・処分の現状と課題

第1節 ごみ処理・処分の現状

1. 管理・運営体制

組合地域における、ごみ処理に関する管理・運営体制は次のとおりです。

収集・運搬は組合が主体となって実施しています（運営形態は許可及び委託）。

中間処理のうち、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの破碎・選別・圧縮及びこれらの中間処理により発生する不燃残渣の最終処分は組合が実施しています。

一方、可燃ごみ（不燃ごみ、粗大ごみの中間処理により発生する破碎可燃残渣を含む）については、「遠賀・中間地域広域行政事務組合構成市町内から発生する一般廃棄物の処理に関する基本協定書（以下、「基本協定書」という。）」に基づき北九州市へ焼却処理及び焼却残渣の最終処分を委託しており、組合では中継施設における圧縮・積み替えを実施しています。

表3-1 組合におけるごみ処理に関する管理・運営体制（令和3年度）

区 分	体 制		実施主体	運営形態
	可燃ごみ	不燃ごみ		
収集・運搬	可燃ごみ		遠賀・中間地域 広域行政事務組合	許可及び委託
	不燃ごみ			
	粗大ごみ			
	資源ごみ			
中間処理 最終処分	可燃ごみ		遠賀・中間地域 広域行政事務組合	基本協定書に基づき 北九州市へ委託
	不燃ごみ		遠賀・中間地域 広域行政事務組合	直営
	粗大ごみ			
	資源ごみ			

2. 収集・運搬状況

組合地域における収集・運搬の状況は次のとおりです。収集・運搬は組合が実施しており、分別の種類等は構成市町で同一となっています。

表 3-2 収集・運搬体制

種類		収集主体	収集区域	収集回数	収集容器	収集方法	
生活系ごみ	可燃ごみ	組合	管内全域	週 2 回	指定袋	ステーション	
	不燃ごみ			月 1 回			
	ビン・カン			月 2 回			
	プラスチック製 容器包装			月 2 回			
	粗大ごみ			月 1 回	指定シール		戸別収集
	拠点回収 資源物			ペットボトル	随時		回収 ボックス
紙パック							
食品トレイ							
事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者	管内全域 (業者毎 指定区域)	許可業者との 収集契約	指定袋	許可業者との 収集契約	
	不燃ごみ						
	ビン・カン						
自己搬入	可燃ごみ	排出者	管内全域	必要の都度	飛散・流出 しない方法		
	不燃ごみ						
	粗大ごみ						

3. ごみ処理・処分体制

現在のごみ処理・処分体制は、次のとおりです。

組合地域において発生する可燃ごみは、遠賀・中間リレーセンターへ搬入し、圧縮・積み替えを行い、焼却処理（溶融処理を含む）及び焼却残渣の最終処分については基本協定書に基づき北九州市へ委託しています。なお、新聞紙・雑誌・段ボールは民間業者へ売却し、木材・草・剪定枝については民間許可業者への処理委託を通じて資源化を行っています。

不燃ごみ及び粗大ごみは、遠賀・中間リレーセンターへ搬入し、破碎・剪断・圧縮等の中間処理を行い、鉄・アルミ等の資源物を回収後、可燃残渣については可燃ごみとともに北九州市へ搬出し、不燃残渣については、組合最終処分場にて最終処分を行っています。なお、回収した資源物（使用済小型家電・鉄・アルミ・乾電池・蛍光灯・水銀体温計等）については民間業者への売却や処理委託を通じて資源化を行っています。

資源ごみ（集団回収を除く）については、中間・遠賀リサイクルプラザへ搬入し選別・圧縮・再生処理等の中間処理を行い、資源化できるものは可能な限り資源化を行っています。発生する可燃残渣及び不燃残渣は遠賀・中間リレーセンターへ搬出し、同施設で発生する残渣と同様の処理を行っています。

4. ごみ処理施設の概要

組合が所管するごみ処理施設の概要は、次のとおりです。

表 3-3 ごみ処理施設の概要

施設名	遠賀・中間リレーセンター	
所在地	遠賀郡岡垣町大字糠塚 103 番地の 1	
敷地面積	土地 25,725 m ² 建物 9,817.71 m ²	
供用開始年月	平成 19 年 4 月 1 日	
処理方式	コンパクト方式	
処理能力	可燃ごみ中継処理施設	199t/日
	不燃・粗大ごみ資源化処理施設	24t/日
運転管理体制	直営及び委託	

施設名	中間・遠賀リサイクルプラザ	
所在地	中間市大字垣生 1300 番地	
敷地面積	土地 29,679 m ² 建物 6,028.07 m ²	
供用開始年月	平成 13 年 4 月 1 日	
処理能力	ビン・カン選別ライン	19t/日
	ペットボトル・紙パック選別ライン	3t/日
	白色トレイ貯留ヤード	1t/日
	その他プラスチックストックヤード	4.6t/日
運転管理体制	直営及び委託	

施設名	最終処分場	
所在地	遠賀郡岡垣町大字戸切 1711 番地	
敷地面積	最終処分場（埋め立て地）	29,058 m ²
	浸出液処理施設	195.65 m ²
供用開始年月	平成元年 4 月 1 日	
処理能力	110 m ³ /日（浸出液処理施設）	
運転管理体制	直営及び委託	

5. 排出抑制・再資源化への取り組み状況

排出抑制・再資源化に関する取り組みについて整理すると、次のとおりです。

表3-4 排出抑制・再資源化への取り組み状況

内容【主体】		概要
生活系ごみ	【構成市町・組合】 家庭系ごみの指定袋制度 (可燃、不燃、ビン・カン、プラスチック製容器包装、粗大)	家庭系ごみの有料指定袋制度により、分別の徹底による資源化の促進、排出の抑制を図るとともに、排出段階での手数料負担等廃棄物処理に対する意識の啓発を図る。
	【構成市町】 厨芥類の排出抑制・資源化	厨芥類処理容器、機器等への助成制度により、排出抑制と資源化を促進する。 また、水切りによる減量化の促進のため広報誌等による住民周知を徹底する。
	【構成市町】 集団資源回収事業	各種団体の資源回収に対する助成制度により、排出抑制と資源化を促進する。 ※回収品目は新聞紙・雑誌類・段ボール・雑紙・古布・ビン・カン
	【構成市町・組合】 容器包装廃棄物の回収・資源化	プラスチック製容器包装の指定袋による分別収集、ペットボトル・紙パック・食品トレイの拠点回収により、資源化を推進する。
事業系ごみ	【組合】 事業系ごみの指定袋制度 (可燃、不燃、ビン、カン)	事業系ごみの有料指定袋制度により、分別の徹底による資源化の促進、排出の抑制を図るとともに、排出事業者の処理責任に基づく料金負担等により廃棄物処理に対する意識の啓発を図る。
	【構成市町・組合】 搬入制限、資源化の誘導	事業系ごみ（自己搬入含む）のうち排出抑制、資源化が可能なものについて、搬入の制限、資源化業者への誘導等により、処理量の削減を図る。
その他	【組合】 施設処理による資源化	<p>【遠賀・中間リレーセンター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不燃ごみ、粗大ごみ：破碎処理後に金属回収を行い、民間業者への売却を通じて資源化を行う。 ○新聞紙・雑誌類・段ボール等：可能な限り選別し、民間業者への売却を通じて資源化を行う。 ○草、剪定枝、木材、竹等：可能な限り選別し、処理許可業者への資源化処理（チップ化、堆肥化）委託を行う。 ○使用済小型電子機器等：可能な限り選別し、認定事業者での資源化を行う。 ○古着：可能な限り選別し、民間業者へ引き渡し資源化を行う。 ○再生可能な家具類：中間・遠賀リサイクルプラザに搬送し、再生品家具類として展示販売を行う。 <p>【中間・遠賀リサイクルプラザ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○カン：選別処理後に民間業者への売却を通じて資源化を行う。 ○ビン、プラスチック製容器包装、ペットボトル、食品トレイ：容器包装リサイクル法に基づき資源化を行う。 ○紙パック：選別処理後に北九州市の製紙会社によってトイレットペーパーへのリサイクルを行う。 ○再生品家具類：展示販売を行うことによりリユース、リサイクルの取り組みを促進する。
	【構成市町・組合】 ごみ排出抑制・資源化促進のための啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクル啓発事業の実施 ○リサイクルプラザ、リレーセンター等の施設見学の受入 ○住民、諸団体、事業所に対する減量化・資源化指導 ○その他広報活動や情報提供

6. 処理・処分状況

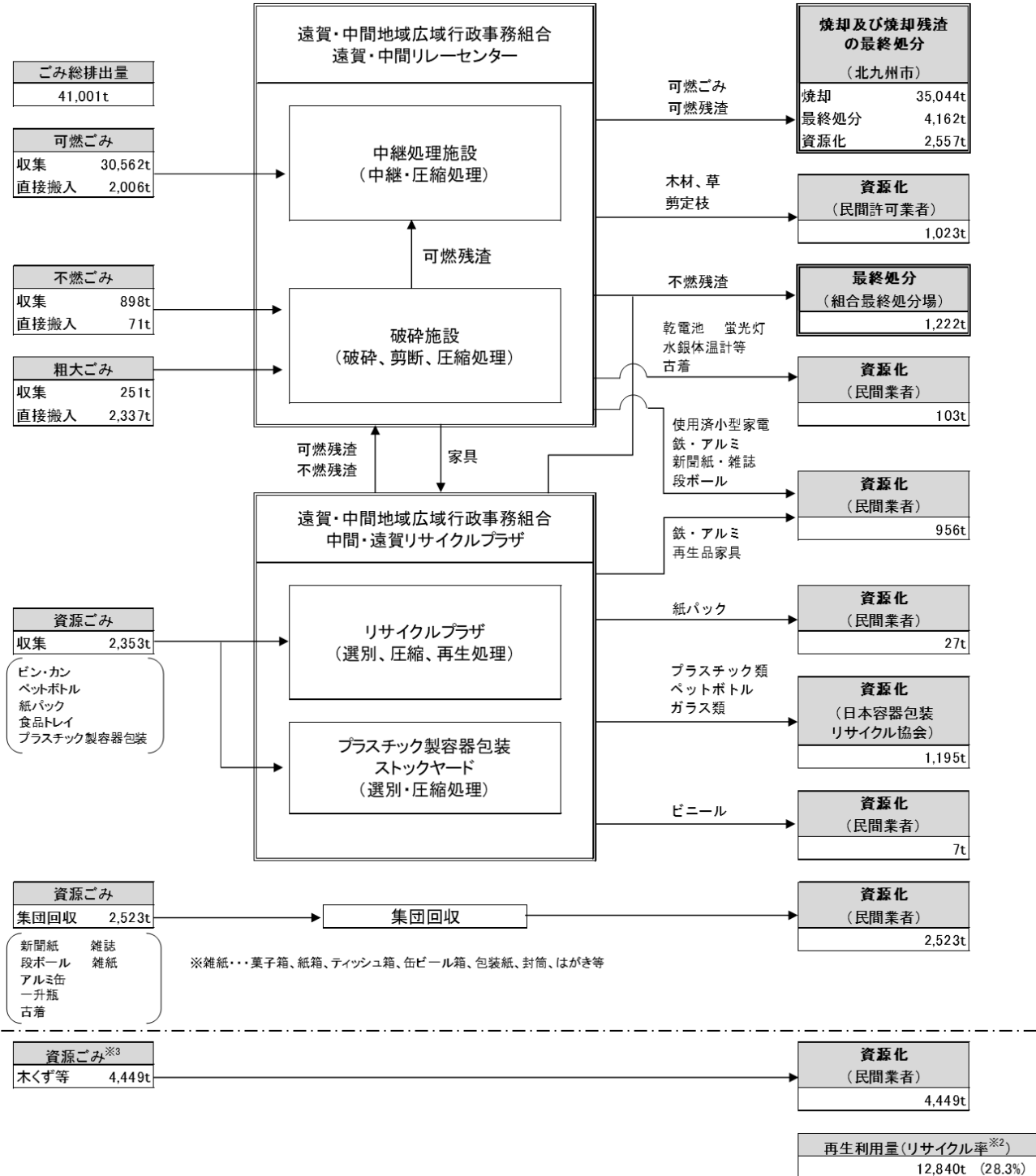
1) ごみ処理・処分フロー

組合全体及び構成市町における令和3年度のごみ処理の流れをフロー図で示すと、次のとおりです。

(1) 組合全体

ごみ排出量 41,001t に対して、集団回収量 2,523t を除いた 38,478t が中間処理されており、このうち基本協定書に基づき 35,044t が北九州市で焼却処理され、その後 4,162t が焼却残渣として最終処分されています。

一方、組合では不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについて資源化等の中間処理を行っており、再生利用量は、集団回収量、民間の一般廃棄物処理施設で処理されている木くず等（以下、「木くず等資源化量」という。）及び北九州市における焼却処理後の資源化量を含め、排出量の約 28.3% に当たる 12,840t となっています。また、組合の最終処分場における最終処分量は 1,222t となっています。



※1 ごみ処理は年度内で完結しないため、排出量と処理量の合計は一致しない。

※2 リサイクル率=再生利用量÷[ごみ総排出量(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)+木くず等資源化量]×100

※3 資源ごみ(木くず等)の量は、ごみ総排出量には含まれない。

図3-1-1 ごみ処理・処分フロー (組合全体：令和3年度)

(2) 中間市

ごみ排出量 12,322t に対して、集団回収量 839t を除いた 11,483t が中間処理されており、このうち基本協定書に基づき 10,538t が北九州市で焼却処理され、その後 1,251t が焼却残渣として最終処分されています。

一方、組合では不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについて資源化等の中間処理を行っており、再生利用量は、集団回収量、木くず等資源化量及び北九州市における焼却処理後の資源化量を含め、排出量の約 26.5% に当たる 3,518t となっています。また、組合最終処分場における最終処分量は 368t となっています。

(3) 水巻町

ごみ排出量 8,908t に対して、集団回収量 395t を除いた 8,513t が中間処理されており、このうち基本協定書に基づき 7,810t が北九州市で焼却処理され、その後 928t が焼却残渣として最終処分されています。

一方、組合では不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについて資源化等の中間処理を行っており、再生利用量は、集団回収量、木くず等資源化量及び北九州市における焼却処理後の資源化量を含め、排出量の約 25.8% に当たる 2,511t となっています。また、組合最終処分場における最終処分量は 259t となっています。

(4) 岡垣町

ごみ排出量 9,451t に対して、集団回収量 627t を除いた 8,824t が中間処理されており、このうち基本協定書に基づき 7,946t が北九州市で焼却処理され、その後 944t が焼却残渣として最終処分されています。

一方、組合では不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについて資源化等の中間処理を行っており、再生利用量は、集団回収量、木くず等資源化量及び北九州市における焼却処理後の資源化量を含め、排出量の約 26.5% に当たる 2,688t となっています。また、組合最終処分場における最終処分量は 285t となっています。

(5) 芦屋町

ごみ排出量 3,977t に対して、集団回収量 261t を除いた 3,716t が中間処理されており、このうち基本協定書に基づき 3,367t が北九州市で焼却処理され、その後 400t が焼却残渣として最終処分されています。

一方、組合では不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについて資源化等の中間処理を行っており、再生利用量は、集団回収量、木くず等資源化量及び北九州市における焼却処理後の資源化量を含め、排出量の約 35.1% に当たる 1,694t となっています。また、組合最終処分場における最終処分量は 129t となっています。

(6) 遠賀町

ごみ排出量 6,343t に対して、集団回収量 401t を除いた 5,942t が中間処理されており、このうち基本協定書に基づき 5,383t が北九州市で焼却処理され、その後 639t が焼却残渣として最終処分されています。

一方、組合では不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについて資源化等の中間処理を行っており、再生利用量は、集団回収量、木くず等資源化量及び北九州市における焼却処理後の資源化量を含め、排出量の約 32.5% に当たる 2,429t となっています。また、組合最終処分場における最終処分量は 181t となっています。

市町	ごみ総排出量
中間市	12,322t
水巻町	8,908t
岡垣町	9,451t
芦屋町	3,977t
遠賀町	6,343t

市町	可燃ごみ
中間市	収集 9,411t 直接搬入 447t
水巻町	収集 6,946t 直接搬入 374t
岡垣町	収集 6,683t 直接搬入 622t
芦屋町	収集 2,945t 直接搬入 167t
遠賀町	収集 4,577t 直接搬入 396t

市町	不燃ごみ
中間市	収集 283t 直接搬入 12t
水巻町	収集 184t 直接搬入 9t
岡垣町	収集 206t 直接搬入 26t
芦屋町	収集 97t 直接搬入 10t
遠賀町	収集 128t 直接搬入 14t

市町	粗大ごみ
中間市	収集 84t 直接搬入 545t
水巻町	収集 59t 直接搬入 396t
岡垣町	収集 52t 直接搬入 707t
芦屋町	収集 26t 直接搬入 245t
遠賀町	収集 30t 直接搬入 444t

市町	資源ごみ
中間市	収集 701t
水巻町	収集 545t
岡垣町	収集 528t
芦屋町	収集 226t
遠賀町	収集 353t

ビン・カン
ペットボトル
紙パック
食品トレイ
プラスチック製容器包装

市町	資源ごみ
中間市	集団回収 839t
水巻町	集団回収 395t
岡垣町	集団回収 627t
芦屋町	集団回収 261t
遠賀町	集団回収 401t

新聞紙 雑誌
段ボール 雑紙
アルミ缶
一升瓶
古着

※雑紙…菓子箱、紙箱、ティッシュ箱、缶ビール箱、包装紙、封筒、はがき等

市町	資源ごみ ^{※3}
中間市	956t
水巻町	811t
岡垣町	704t
芦屋町	855t
遠賀町	1,123t

木くず等



焼却	最終処分	中間市	
		10,538t	7,810t
焼却及び 焼却残渣の 最終処分 (北九州市)	最終処分	水巻町	7,946t
		岡垣町	7,946t
		芦屋町	3,367t
		遠賀町	5,383t
		中間市	1,251t
	資源化	水巻町	928t
		岡垣町	944t
		芦屋町	400t
		遠賀町	639t
		中間市	769t
資源化	水巻町	570t	
	岡垣町	580t	
	芦屋町	245t	
	遠賀町	393t	

資源化 (民間許可業者)	中間市
	263t
	203t
	264t
	104t
	169t

最終処分 (組合最終処分場)	中間市
	368t
	259t
	285t
	129t
	181t

資源化 (民間業者)	中間市
	18t
	40t
	15t
	13t
	17t

資源化 (民間業者)	中間市
	291t
	197t
	227t
	102t
	139t

資源化 (民間業者)	中間市
	7t
	8t
	5t
	2t
	5t

資源化 (日本容器包装 リサイクル協会)	中間市
	353t
	285t
	265t
	111t
	181t

資源化 (民間業者)	中間市
	2t
	2t
	1t
	1t
	1t

資源化 (民間業者)	中間市
	839t
	395t
	627t
	261t
	401t

資源化 (民間業者)	中間市
	956t
	811t
	704t
	855t
	1,123t

市町	再生利用量(リサイクル率 ^{※2})
中間市	3,518t (26.5%)
水巻町	2,511t (25.8%)
岡垣町	2,688t (26.5%)
芦屋町	1,694t (35.1%)
遠賀町	2,429t (32.5%)

※1 ごみ処理は年度内で完結しないため、排出量と処理量の合計は一致しない。

※2 リサイクル率=再生利用量÷(ごみ総排出量(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)+木くず等資源化量)×100

※3 資源ごみ(木くず等)の量は、ごみ総排出量には含まれない。

図3-1-2 ごみ処理・処分フロー(構成市町:令和3年度)

2) ごみ総排出量

組合全体及び構成市町におけるごみ排出量の推移は、次のとおりです。

(1) 組合全体

組合全体におけるごみの総排出量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、集団回収の合計）は、概ね横ばいで推移しています。

令和3年度では41,001tのごみが排出されており、1人1日当たりに換算すると、846g/人・日のごみが排出されたこととなります。また、全国平均値の901g/人・日（令和2年度実績）と比較すると、6%程度少なくなっています。

表3-5 ごみ排出量の推移（組合全体）

区分		H29	H30	R1	R2	R3
総人口 (人)	総人口	137,090	135,590	134,747	133,763	132,707
	計画収集人口	137,090	135,590	134,747	133,763	132,707
	自家処理人口	0	0	0	0	0
ごみ 総排出量 (t/年)	計画収集	34,943	34,745	35,181	34,832	34,064
	直接搬入	3,708	4,064	4,244	4,691	4,414
	集団回収	3,413	3,150	2,980	2,475	2,523
	計	42,064	41,959	42,405	41,998	41,001
	生活系ごみ	30,580	30,000	30,594	30,966	29,648
事業系ごみ	11,484	11,959	11,811	11,032	11,353	
種類別 (t/年)	可燃ごみ	33,636	33,411	33,865	33,331	32,568
	不燃ごみ	939	974	959	1,060	969
	粗大ごみ	1,761	2,115	2,258	2,761	2,588
	資源ごみ	2,315	2,309	2,343	2,371	2,353
	集団回収	3,413	3,150	2,980	2,475	2,523
1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	1人1日当たりごみ排出量	840	849	860	862	846
	可燃ごみ	672	675	687	683	672
	不燃ごみ	19	20	19	22	20
	粗大ごみ	35	43	46	57	53
	資源ごみ	46	47	48	49	49
	集団回収	68	64	60	51	52

出典：組合資料（R3実績）、環境省一般廃棄物処理実態調査（H29～R2実績）

備考：1人1日当たりごみ排出量＝ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）
 $\div 365(366)$ 日 \div 計画収集人口 $\times 10^6$

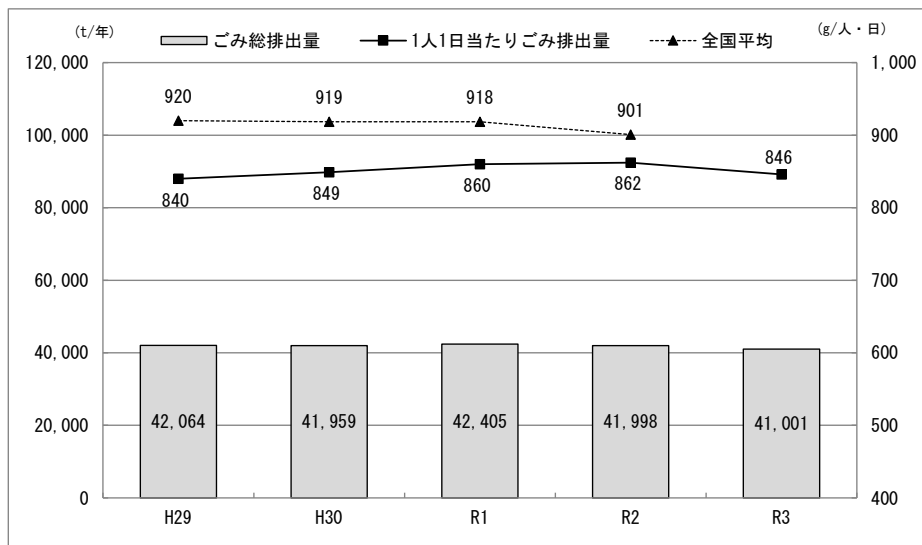
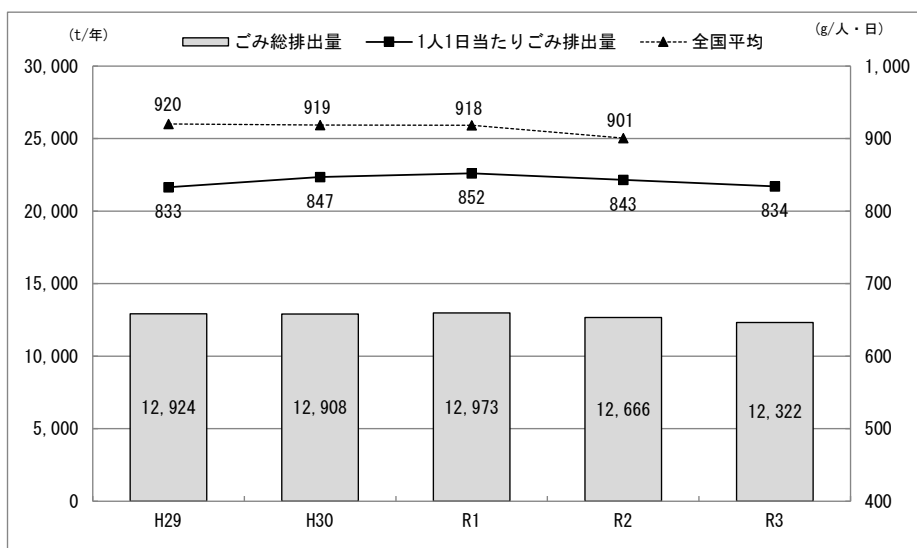


図3-2-1 ごみ排出量の推移（組合全体）

(2) 中間市

中間市におけるごみの総排出量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、集団回収の合計)は、概ね横ばいで推移しており、令和3年度は12,322tのごみが排出されています。1人1日当たりに換算すると、834g/人・日のごみが排出されたことになり、全国平均値の901g/人・日(令和2年度実績)と比較すると、7%程度少なくなっています。

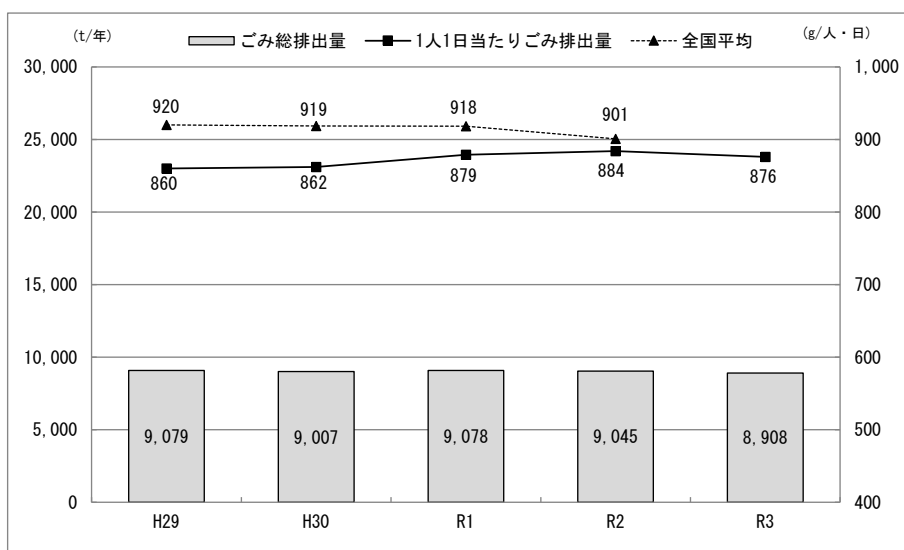


出典：組合資料(R3実績)、環境省一般廃棄物処理実態調査(H29～R2実績)
備考：1人1日当たりごみ排出量＝ごみ総排出量(計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量) ÷ 365(366)日 ÷ 計画収集人口 × 10⁶

図3-2-2 ごみ排出量の推移(中間市)

(3) 水巻町

水巻町におけるごみの総排出量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、集団回収の合計)は、概ね横ばいで推移しており、令和3年度は8,908tのごみが排出されています。1人1日当たりに換算すると、876g/人・日のごみが排出されたことになり、全国平均値の901g/人・日(令和2年度実績)と比較すると、3%程度少なくなっています。

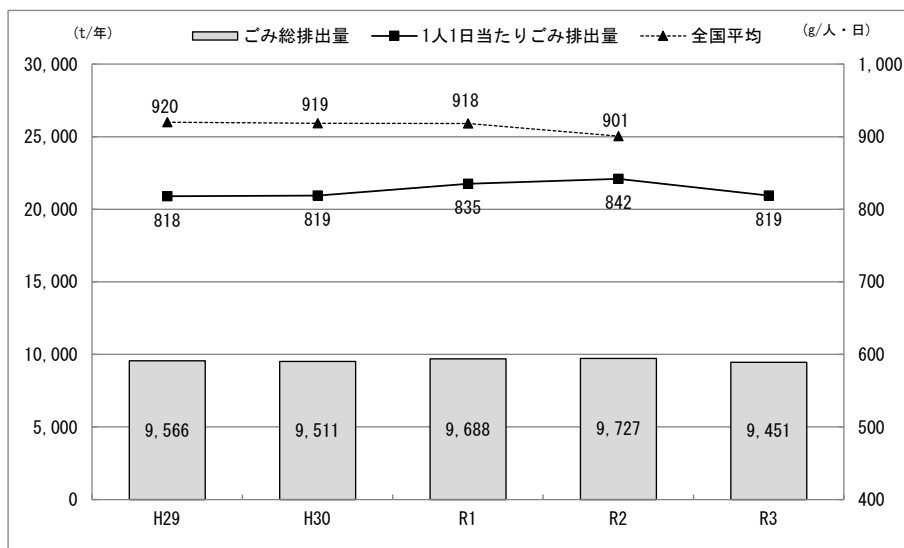


出典：組合資料(R3実績)、環境省一般廃棄物処理実態調査(H29～R2実績)
備考：1人1日当たりごみ排出量＝ごみ総排出量(計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量) ÷ 365(366)日 ÷ 計画収集人口 × 10⁶

図3-2-3 ごみ排出量の推移(水巻町)

(4) 岡垣町

岡垣町におけるごみの総排出量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、集団回収の合計）は、概ね横ばいで推移しており、令和3年度は9,451 tのごみが排出されています。1人1日当たりに換算すると、819g/人・日のごみが排出されたことになり、全国平均値の901g/人・日（令和2年度実績）と比較すると、9%程度少なくなっています。

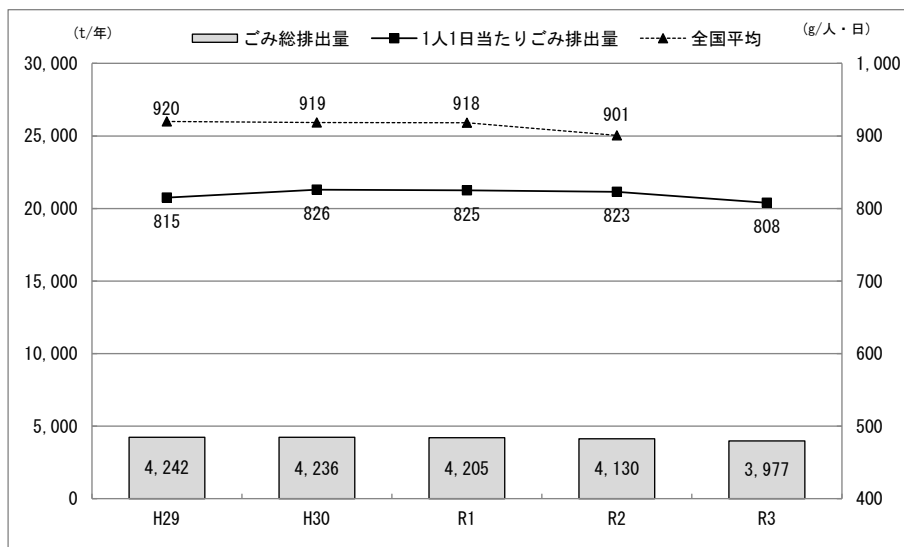


出典：組合資料(R3実績)、環境省一般廃棄物処理実態調査(H29~R2実績)
備考：1人1日当たりごみ排出量=ごみ総排出量(計画収集量+直接搬入量+集団回収量) ÷ 365(366)日 ÷ 計画収集人口 × 10⁶

図3-2-4 ごみ排出量の推移(岡垣町)

(5) 芦屋町

芦屋町におけるごみの総排出量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、集団回収の合計）は、やや減少傾向にあり、令和3年度は3,977 tのごみが排出されています。1人1日当たりに換算すると、808g/人・日のごみが排出されたことになり、全国平均値の901g/人・日（令和2年度実績）と比較すると、10%程度少なくなっています。

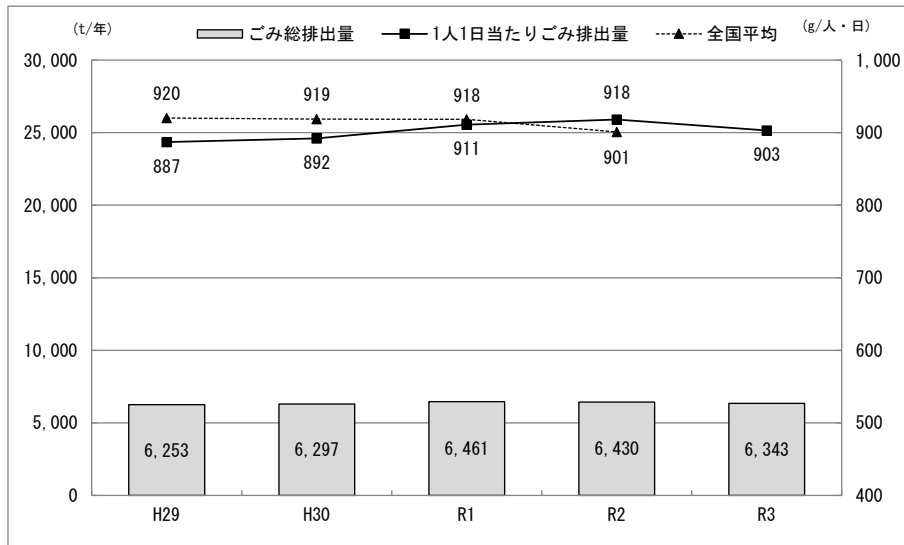


出典：組合資料(R3実績)、環境省一般廃棄物処理実態調査(H29~R2実績)
備考：1人1日当たりごみ排出量=ごみ総排出量(計画収集量+直接搬入量+集団回収量) ÷ 365(366)日 ÷ 計画収集人口 × 10⁶

図3-2-5 ごみ排出量の推移(芦屋町)

(6) 遠賀町

遠賀町におけるごみの総排出量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、集団回収の合計)は、概ね横ばいで推移しており、令和3年度は6,343tのごみが排出されています。1人1日当たりに換算すると、903g/人・日のごみが排出されたことになり、全国平均値の901g/人・日(令和2年度実績)と比較すると、0.2%程度多くなっています。



出典：組合資料(R3実績)、環境省一般廃棄物処理実態調査(H29~R2実績)

備考：1人1日当たりごみ排出量 = 総排出量 (計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量) ÷ 365(366)日 ÷ 計画収集人口 × 10⁶

図3-2-6 ごみ排出量の推移(遠賀町)

(7) 構成市町別のごみ排出量（令和3年度）

令和3年度のごみ排出量を構成市町別にみると、年間排出量では中間市（12,322t/年）が最も多く、次いで岡垣町（9,451t/年）、水巻町（8,908t/年）、遠賀町（6,343t/年）、芦屋町（3,977t/年）の順となっています。

1人1日当たり排出量では遠賀町（903g/人・日）が最も多く、次いで水巻町（876g/人・日）、中間市（834g/人・日）、岡垣町（819g/人・日）、芦屋町（808g/人・日）、の順となっています。

表3-6 構成市町別ごみ排出量及び1人1日当たりごみ排出量（令和3年度）

区分		中間市	水巻町	岡垣町	芦屋町	遠賀町	計
総人口 (人)	総人口	40,478	27,893	31,598	13,500	19,238	132,707
	計画収集人口	40,478	27,893	31,598	13,500	19,238	132,707
	自家処理人口	0	0	0	0	0	0
ごみ 総排出量 (t/年)	計画収集	10,479	7,734	7,469	3,294	5,088	34,064
	直接搬入	1,004	779	1,355	422	854	4,414
	集団回収	839	395	627	261	401	2,523
	計	12,322	8,908	9,451	3,977	6,343	41,001
	生活系ごみ	9,085	6,299	6,798	2,917	4,549	29,648
事業系ごみ	3,237	2,609	2,653	1,060	1,794	11,353	
種類別 (t/年)	可燃ごみ	9,858	7,320	7,305	3,112	4,973	32,568
	不燃ごみ	295	193	232	107	142	969
	粗大ごみ	629	455	759	271	474	2,588
	資源ごみ	701	545	528	226	353	2,353
	集団回収	839	395	627	261	401	2,523
1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	1人1日当たりごみ排出量	834	876	819	808	903	846
	可燃ごみ	667	719	633	632	708	672
	不燃ごみ	20	19	20	22	20	20
	粗大ごみ	43	45	66	55	68	53
	資源ごみ	47	54	46	46	50	49
	集団回収	57	39	54	53	57	52

出典：組合資料

備考：1人1日当たりごみ排出量＝ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）
 $\div 365(366)$ 日 \div 計画収集人口 $\times 10^6$

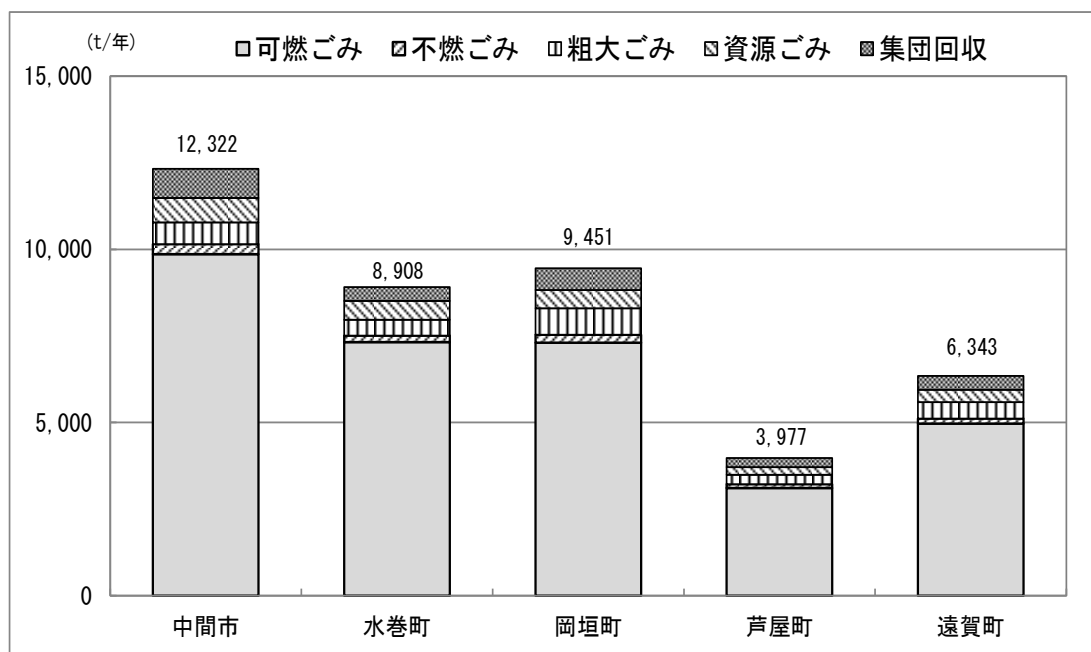


図3-3 構成市町別のごみ排出量（令和3年度）

3) 再生利用量・リサイクル率

組合全体及び構成市町における新聞・雑誌・プラスチック製容器包装をはじめとする再生利用量・リサイクル率の推移は、次のとおりです。

(1) 組合全体

組合全体における再生利用量・リサイクル率は、いずれの値もやや減少傾向にあります。令和3年度の再生利用量は12,840t/年であり、過去5年間で再生利用量が最も多い平成30年度実績と比較すると1,451t減少しています。

令和3年度のリサイクル率は28.3%であり、過去5年間で最も高い平成29年度実績(30.2%)から1.9ポイント減少しています。なお、全国平均(令和2年度:20.0%)と比較すると8.3ポイント上回っています。

表3-7 再生利用量・リサイクル率の推移(組合全体)

(単位:t/年)

区分	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ総排出量	42,064	41,959	42,405	41,998	41,001
ごみ総排出量+木くず等資源化量	46,787	47,532	47,545	47,272	45,450
再生利用量	14,131	14,291	13,431	13,584	12,840
紙類 (紙パック、紙製容器包装を除く)	3,136	2,892	2,714	2,246	2,271
紙パック	29	27	29	28	28
紙製容器包装	0	0	0	0	0
金属類	864	908	944	1,020	997
ガラス類	596	568	311	341	321
ペットボトル	248	258	271	275	293
白色トレイ	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック (白色トレイを除く)	603	600	603	609	608
プラスチック類 (白色トレイ、容器包装プラを除く)	0	0	0	0	0
布類	253	247	252	172	219
肥料	0	0	0	0	0
飼料	0	0	0	0	0
熔融スラグ	2,353	1,775	1,710	2,076	2,270
固形燃料(RDF、RPF)	0	0	0	0	0
燃料(固形燃料を除く)	0	0	0	0	0
焼却灰・飛灰のセメント原料化	295	289	290	294	287
セメント等への直接投入	0	0	0	0	0
飛灰の山元還元	0	0	0	0	0
廃食用油(BDF)	1	6	11	8	8
その他(木くず等資源化量を除く)	1,030	1,148	1,156	1,241	1,089
その他(木くず等資源化量)	4,723	5,573	5,140	5,274	4,449
リサイクル率(%)	30.2	30.1	28.2	28.7	28.3

出典: 組合資料(R3実績及び各年度木くず等資源化量実績)、環境省一般廃棄物処理実態調査(H29~R2実績)(以下、同様)

※1 リサイクル率=再生利用量÷{ごみ総排出量(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)+木くず等資源化量}×100

※2 木くず等資源化量: 民間の一般廃棄物処理施設で処理された再生利用量(木くず等)

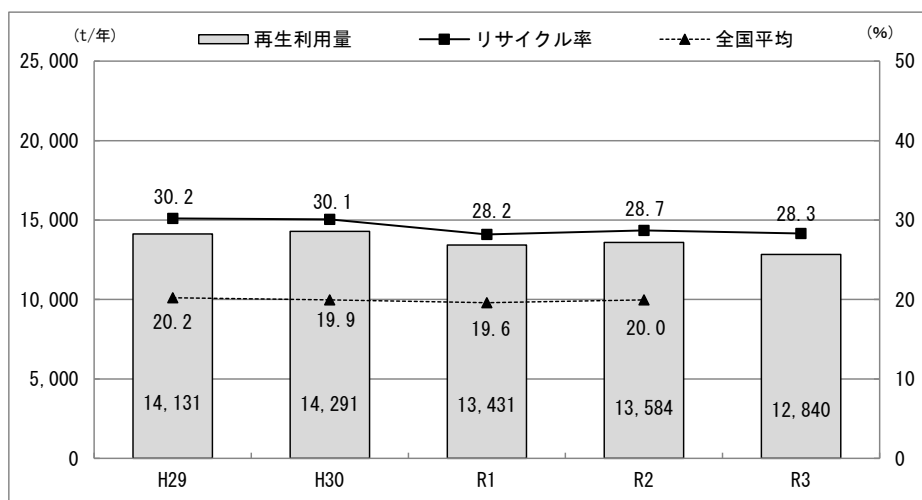


図3-4-1 再生利用量・リサイクル率の推移（組合全体）

(2) 中間市

中間市における再生利用量・リサイクル率は、いずれの値も概ね減少傾向にあります。令和3年度の再生利用量は3,518t/年であり、過去5年間で再生利用量が最も多い平成30年度実績と比較すると529t減少しています。

令和3年度のリサイクル率は26.5%であり、過去5年間で最も高い平成29年度実績（28.7%）から2.2ポイント減少しています。なお、全国平均（令和2年度：20.0%）と比較すると6.5ポイント上回っています。

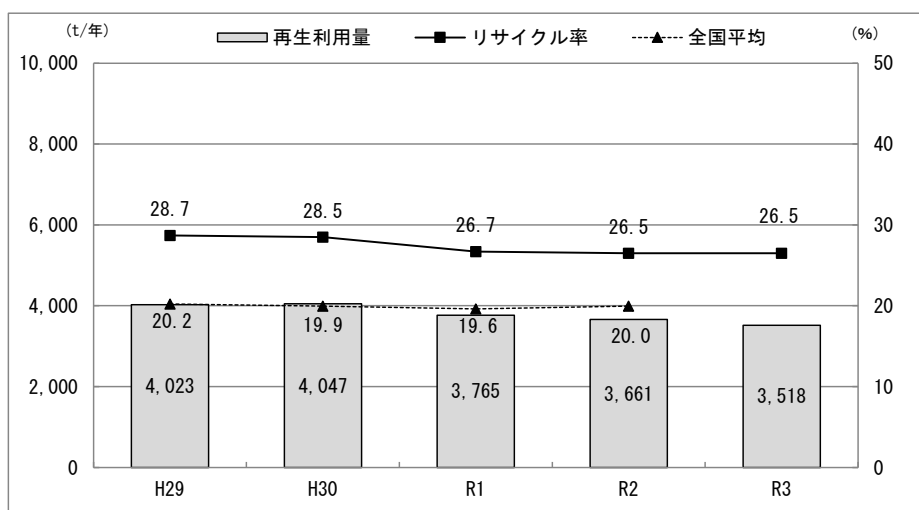


図3-4-2 再生利用量・リサイクル率の推移（中間市）

(3) 水巻町

水巻町における再生利用量・リサイクル率は、いずれの値も令和元年度までそれぞれ減少傾向にありましたが、その後は増加しています。令和3年度の再生利用量は2,511t/年であり、過去5年間で再生利用量が最も多い平成30年度実績と比較すると222t減少しています。

令和3年度のリサイクル率は25.8%であり、過去5年間で最も高い平成29年度実績(27.4%)から1.6ポイント減少しています。なお、全国平均(令和2年度:20.0%)と比較すると5.8ポイント上回っています。

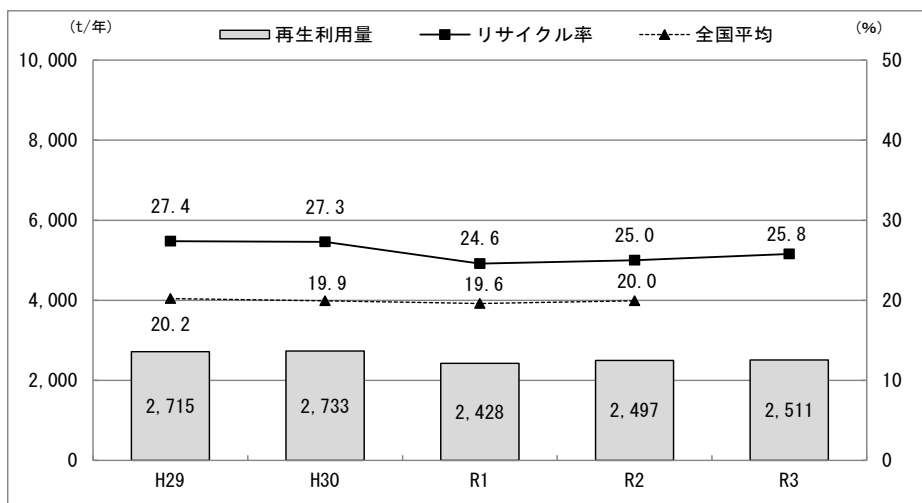


図3-4-3 再生利用量・リサイクル率の推移(水巻町)

(4) 岡垣町

岡垣町における再生利用量・リサイクル率は、いずれの値も概ね減少傾向にあります。令和3年度の再生利用量は2,688t/年であり、過去5年間で再生利用量が最も多い平成29、30年度実績と比較すると365t減少しています。

令和3年度のリサイクル率は26.5%であり、過去5年間で最も高い平成29年度実績(29.3%)から2.8ポイント減少しています。なお、全国平均(令和2年度:20.0%)と比較すると6.5ポイント上回っています。

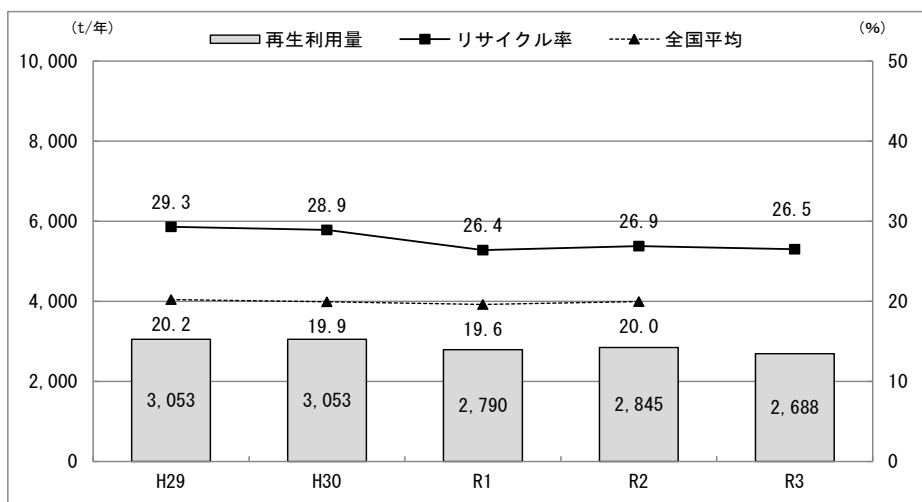


図3-4-4 再生利用量・リサイクル率の推移(岡垣町)

(5) 芦屋町

芦屋町における再生利用量・リサイクル率の推移は、いずれの値も令和元年度まで減少傾向にありましたが、その後は増加しています。令和3年度の再生利用量は1,694t/年であり、過去5年間で最も多くなっています。

令和3年度のリサイクル率は35.1%であり、こちらも過去5年間で最も高くなっています。なお、全国平均（令和2年度：20.0%）と比較すると15.1ポイント上回っています。

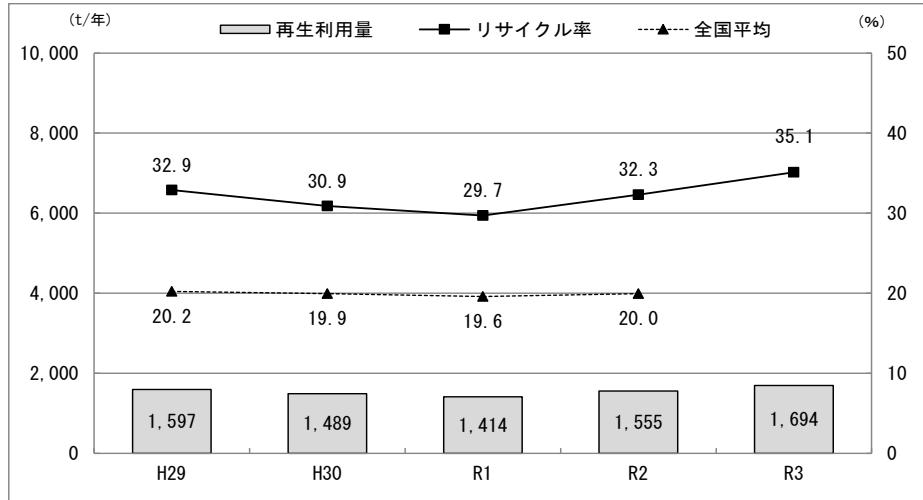


図3-4-5 再生利用量・リサイクル率の推移（芦屋町）

(6) 遠賀町

遠賀町における再生利用量・リサイクル率はいずれの値も令和2年度まで概ね横ばいでしたが、その後は減少しています。令和3年度の再生利用量は2,429t/年であり、過去5年間で再生利用量が最も多い令和元年度実績と比較すると605t減少しています。

令和3年度のリサイクル率は32.5%であり、過去5年間で最も高い平成30年度実績（37.4%）から4.9ポイント減少しています。なお、全国平均（令和2年度：20.0%）と比較すると12.5ポイント上回っています。

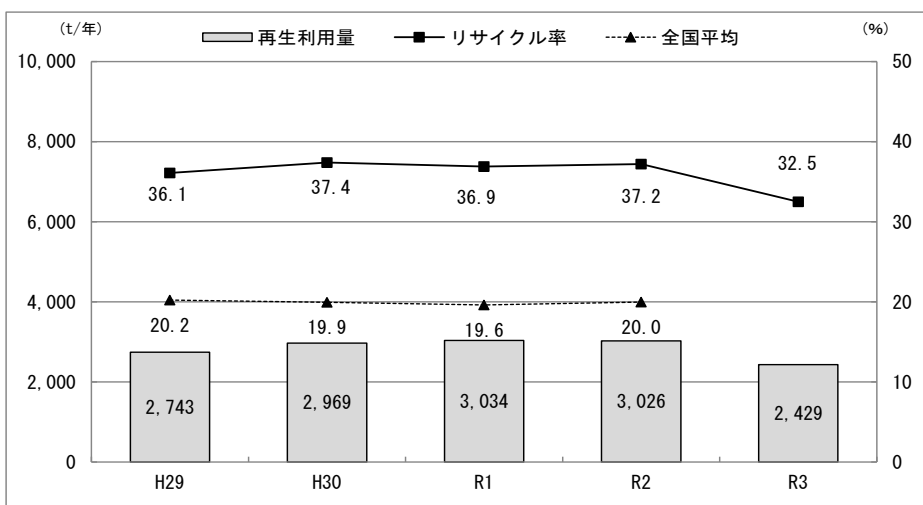


図3-4-6 再生利用量・リサイクル率の推移（遠賀町）

4) 最終処分量

組合全体及び構成市町における最終処分の状況は、次のとおりです。

(1) 組合全体

組合全体における最終処分量は令和元年度まで増加傾向にありましたが、その後は減少傾向で推移しています。令和3年度における最終処分量は5,384tであり、最終処分率では13.1%と、全国平均（令和2年度：8.7%）と比較して4.4ポイント上回っています。

令和3年度最終処分量のうち、焼却残渣埋立量は4,162t（77.3%）、中間処理残渣埋立量は1,222t（22.7%）となっており、約8割に当たる焼却残渣は、基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を委託している北九州市において最終処分されています。中間処理残渣は組合の所管する最終処分場にて最終処分されています。

表3-8 最終処分量・最終処分率の推移（組合全体）

区分		H29	H30	R1	R2	R3
ごみ総排出量	t/年	42,064	41,959	42,405	41,998	41,001
直接埋立量	t/年	0	0	0	0	0
焼却残渣埋立量	t/年	4,106	4,331	4,436	4,213	4,162
中間処理残渣埋立量	t/年	1,020	1,055	1,281	1,344	1,222
最終処分量 計	t/年	5,126	5,386	5,717	5,557	5,384
最終処分率	%	12.2	12.8	13.5	13.2	13.1

出典：組合資料(R3実績)、環境省一般廃棄物処理実態調査(H29～R2実績)（以下、同様）

備考：最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）×100（以下、同様）

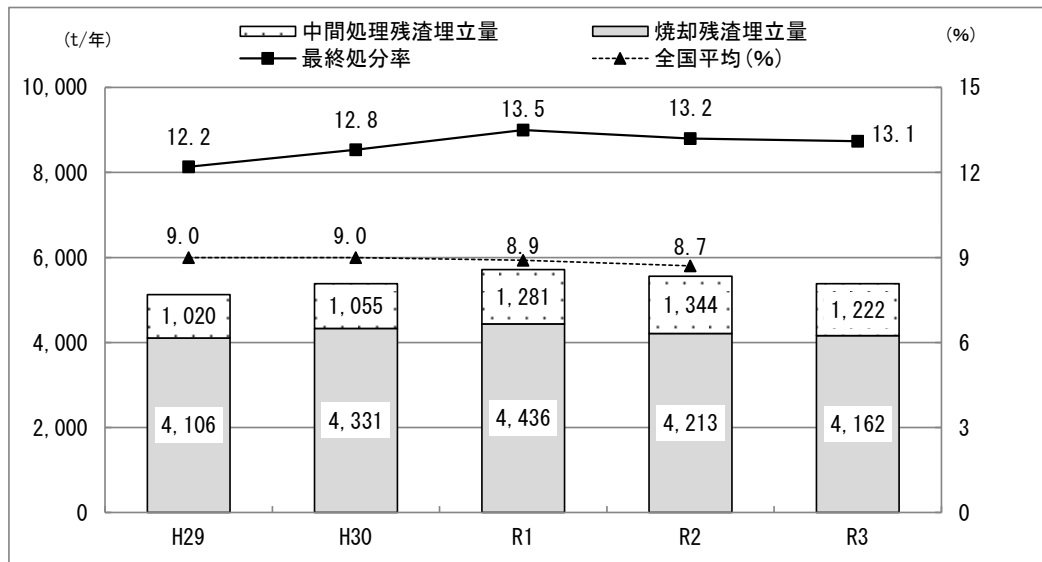


図3-5-1 最終処分量、最終処分率の推移（組合全体）

(2) 中間市

中間市における最終処分量は令和元年度までは増加傾向にありましたが、その後は減少傾向で推移しています。令和3年度における最終処分量は1,619tであり、最終処分率では13.1%と、全国平均（令和2年度：8.7%）と比較して4.4ポイント上回っています。

令和3年度最終処分量のうち、焼却残渣埋立量は1,251t（77.3%）、中間処理残渣埋立量は368t（22.7%）となっており、約8割に当たる焼却残渣は、基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を委託している北九州市において最終処分されています。中間処理残渣は組合の所管する最終処分場にて最終処分されています。

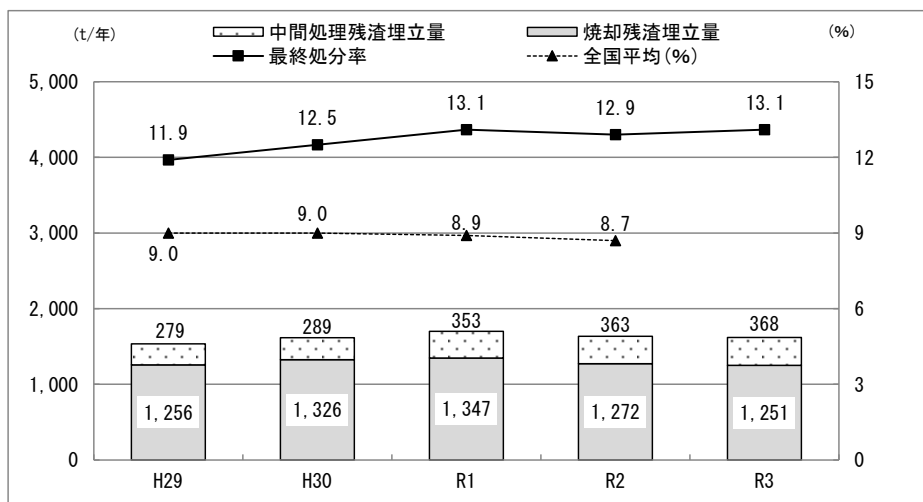


図3-5-2 最終処分量、最終処分率の推移（中間市）

(3) 水巻町

水巻町における最終処分量は令和元年度まで増加傾向にありましたが、その後は減少傾向で推移しています。令和3年度における最終処分量は1,187tであり、最終処分率では13.3%と、全国平均（令和2年度：8.7%）と比較して4.6ポイント上回っています。

令和3年度最終処分量のうち、焼却残渣埋立量は928t（78.2%）、中間処理残渣埋立量は259t（21.8%）となっており、約8割に当たる焼却残渣は、基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を委託している北九州市において最終処分されています。中間処理残渣は組合が所管する最終処分場にて最終処分されています。

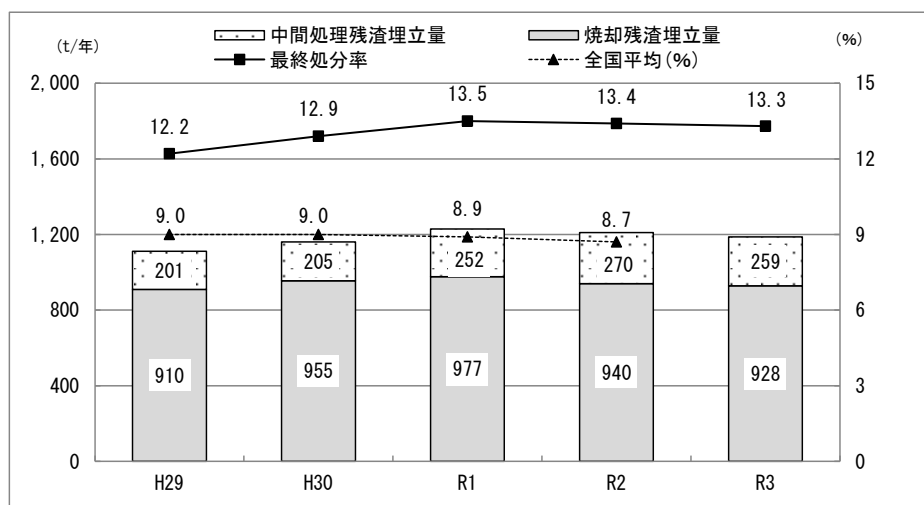


図3-5-3 最終処分量、最終処分率の推移（水巻町）

(4) 岡垣町

岡垣町における最終処分量は令和元年度まで増加傾向にありましたが、その後は減少傾向で推移しています。令和3年度における最終処分量は1,229tであり、最終処分率では13.0%と、全国平均（令和2年度：8.7%）と比較して4.3ポイント上回っています。

令和3年度最終処分量のうち、焼却残渣埋立量は944t（76.8%）、中間処理残渣埋立量は285t（23.2%）となっており、約8割に当たる焼却残渣は、基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を委託している北九州市において最終処分されています。中間処理残渣は組合が所管する最終処分場にて最終処分されています。

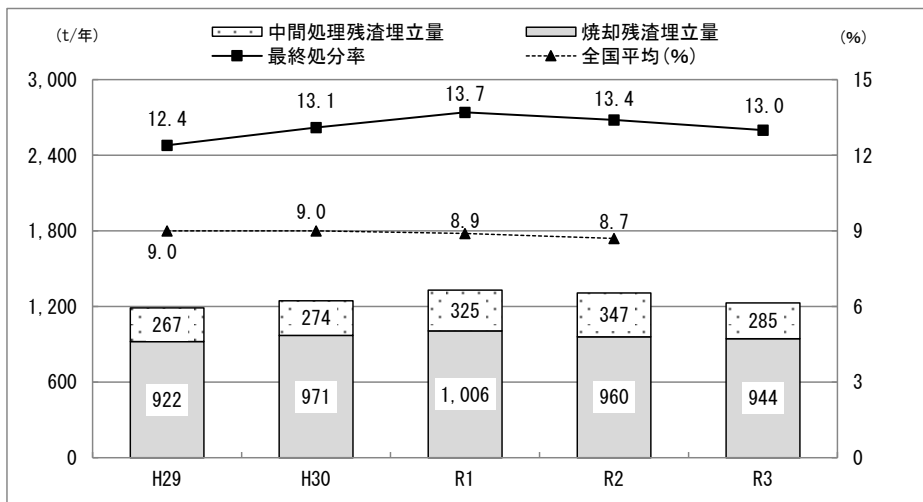


図3-5-4 最終処分量、最終処分率の推移（岡垣町）

(5) 芦屋町

芦屋町における最終処分量は令和元年度まで増加傾向にありましたが、その後は減少傾向で推移しています。令和3年度における最終処分量は529tであり、最終処分率では13.3%と、全国平均（令和2年度：8.7%）と比較して4.6ポイント上回っています。

令和3年度最終処分量のうち、焼却残渣埋立量は400t（75.6%）、中間処理残渣埋立量は129t（24.4%）となっており、約8割に当たる焼却残渣は、基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を委託している北九州市において最終処分されています。中間処理残渣は組合が所管する最終処分場にて最終処分されています。

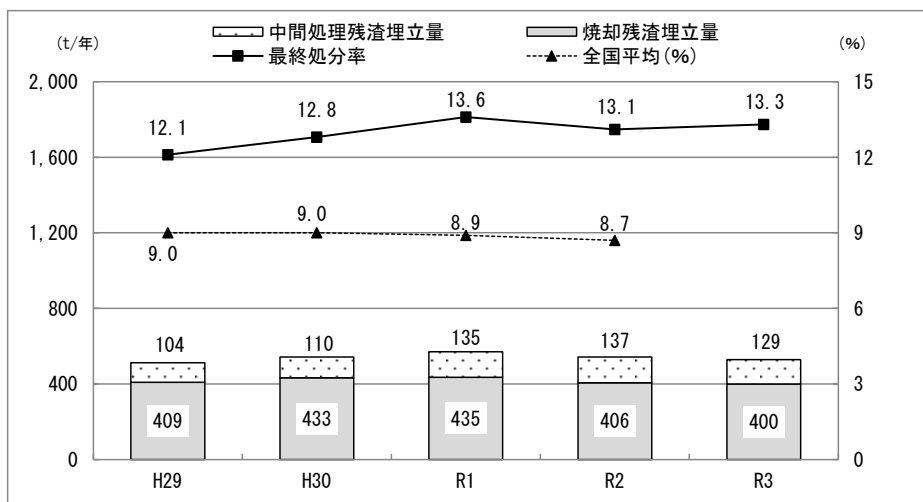


図3-5-5 最終処分量、最終処分率の推移（芦屋町）

(6) 遠賀町

遠賀町における最終処分量は令和元年度まで増加傾向にありましたが、その後は減少傾向で推移しています。令和3年度における最終処分量は820tであり、最終処分率では12.9%と、全国平均(令和2年度:8.7%)と比較して4.2ポイント上回っています。

令和3年度最終処分量のうち、焼却残渣埋立量は639t(77.9%)、中間処理残渣埋立量は181t(22.1%)となっており、約8割に当たる焼却残渣は、基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を委託している北九州市において最終処分されています。中間処理残渣は組合が所管する最終処分場にて最終処分されています。

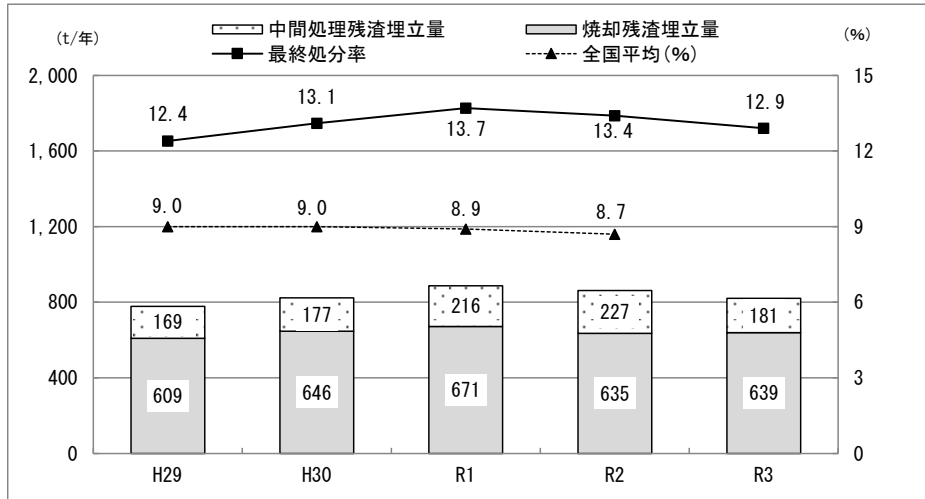


図3-5-6 最終処分量、最終処分率の推移(遠賀町)

5) ごみ処理経費

構成市町及び組合では、一般廃棄物（ごみ）を処理するために、それぞれの役割に応じて次のような費用がかかっています。

(1) 組合のごみ処理経費

組合では、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの処理を行う遠賀・中間リレーセンターと資源ごみの処理を行う中間・遠賀リサイクルプラザの両中間処理施設の運営費のほか、生活系ごみ収集運搬委託業務に関する費用や事業系ごみの処理に関する費用がかかっています。

表 3-9 組合のごみ処理経費の推移

(単位:千円)

事業内容		H29	H30	R1	R2	R3
歳出	リレーセンター運営費	1,048,275	1,059,726	1,065,612	1,132,944	1,150,232
	リサイクルプラザ運営費	158,044	153,008	161,241	154,180	150,458
	収集運搬業務費等	771,025	780,418	804,008	800,939	796,779
	施設整備費	35,100	35,100	16,370	19,246	53,699
	起債償還金	225,228	225,228	225,228	225,234	121,205
計		2,237,672	2,253,480	2,272,459	2,332,543	2,272,373
歳入	組合歳入(使用料、手数料等)	637,600	635,935	682,313	681,065	721,496
	負担金	1,627,483	1,633,705	1,611,480	1,664,226	1,577,840
計		2,265,083	2,269,640	2,293,793	2,345,291	2,299,336
負担金内訳	中間市	480,051	480,036	472,223	486,391	457,108
	水巻町	347,994	352,936	347,069	355,863	340,429
	岡垣町	362,473	364,950	360,516	375,359	359,122
	芦屋町	186,795	185,603	183,419	186,791	174,330
	遠賀町	250,170	250,180	248,253	259,822	246,851

(2) 構成市町のごみ処理経費

構成市町では、ごみの減量やリサイクルの向上を図ることなどを目的とした資源ごみ集団回収奨励金、ダンボールコンポスト補助金などの各種助成金をはじめ、不法投棄の未然防止を目的としたパトロール費やクリーンキャンペーン、環境美化のボランティア活動に要する費用などがかかっています。

表 3-10 構成市町のごみ処理経費の推移 (1市4町の合計)

(単位:千円)

事業内容	H29	H30	R1	R2	R3
マイバック配布	50	50	50	50	50
油こし器購入・配布	0	0	0	68	0
生ごみ処理容器補助金	231	290	150	369	416
ダンボールコンポスト利用講座	204	146	103	48	48
ダンボールコンポスト補助金	518	460	557	658	668
資源回収団体奨励補助金	20,572	19,008	17,637	15,804	15,154
使用済み乾電池に係る助成金	105	135	125	0	0
使用済み乾電池回収ボックス設置等	419	419	424	401	400
環境美化・クリーンキャンペーン	12,532	9,014	10,748	13,773	4,862
使用済み小型電子機器の回収	0	0	0	0	0
不法投棄防止啓発看板等設置	788	391	650	440	348
不法投棄パトロール	5,992	5,664	5,393	3,535	3,542
不法投棄ごみ収集委託	5,623	5,654	5,871	4,005	3,825
動物死体回収	3,115	3,013	3,426	3,327	3,613
ごみ処理施設等の見学補助金	0	0	0	0	0
環境教育に係る経費	1,413	1,493	1,094	231	427
ペットボトル、食品トレイ、紙パックの拠点回収に係る経費	336	353	404	375	363
普及啓発に係る経費	830	686	667	573	848
環境基本計画等策定	140	133	137	4,333	1,133
ごみカレンダー配布	853	962	928	1,126	714
合計	53,721	47,871	48,364	49,116	36,411

6) 現行計画の目標達成状況の評価

現行計画にて設定された、ごみ減量化等の数値目標について、その達成状況を令和3年度実績値と比較すると以下のとおりであり、1人1日当たり排出量、ごみ受入量、リサイクル率が目標値に対して未達成の状況にあります。

ごみ排出量の削減目標については、世帯人数の減少や高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活様式の変化などの要因から、ごみの減量化が思うように進んでいないことが推察されます。

資源化の目標については、民間の一般廃棄物処理施設で処理されている木くずなど、行政主体以外の資源化量も含め、実態の把握に努めているところですが、近年は特に新型コロナウイルス感染症の拡大によって集団回収量が減少するなど、資源化量が伸び悩んでいます。

また、ごみの1人1日当たり排出量やリサイクル率は、近年は全国的にも停滞気味となっています。

表3-1-1 ごみ減量化等の目標達成状況

項目	単位	実績値	現行計画目標値	達成状況	
		令和3年度			
ごみ排出量の削減目標	1人1日当たり排出量	g/人・日	745	697	未達成
	ごみ受入量	t/年	38,478	35,216	未達成
資源化の目標	リサイクル率	%	28.3	30以上	未達成
最終処分場の目標	最終処分率	%	13.1	極力増加させないこと (H28実績値:13.0)	大きな変動はない

※1 1人1日当たり排出量：ごみ総排出量から資源ごみ量及び集団回収量を除いたもの（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ）

※2 ごみ受入量：遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおいて受け入れるごみ量

※3 令和3年度実績値：新型コロナウイルス感染症の感染防止対策による外出自粛の影響で、片付けごみが大幅に増加している

第2節 ごみ処理・処分の課題

本地域におけるごみ処理の現状から、課題を整理すると次のとおりとなります。

課題1 ごみの排出抑制について

組合地域における1人1日当たり排出量(846g/人・日：令和3年度)は全国平均(901g/人・日：令和2年度)と比較して少なくなっており、構成市町の類似団体との比較評価[※]においても「平均よりやや高い(排出量が少ない)」または「ほぼ平均」となっています。このうち、資源ごみ量及び集団回収量を除く排出量(745g/人・日：令和3年度)は、現行計画目標値(697g/人・日)よりも多くなっているため、今後もごみの排出抑制に関する取り組みを継続し、引き続きごみの排出抑制に努める必要があります。

課題2 資源化について

組合地域におけるリサイクル率(28.3%：令和3年度)は全国平均(20.0%：令和2年度)を上回っており、構成市町の類似団体との比較評価[※]においても「ほぼ平均」となっていますが、現行計画目標値(30%以上)よりも低くなっています。

なお、組合では可燃ごみ処理事業を基本協定書に基づき北九州市に委託していますが、資源化量のうち、可燃ごみ処理後の資源化量(熔融スラグ、焼却灰のセメント原料化等)は北九州市の状況により変動する可能性があることから、組合及び構成市町独自で行う資源化の取り組みを強化する必要があります。

また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月に施行されました。これに伴い製品プラスチックの資源化について構成市町と協議する必要があります。

課題3 最終処分について

組合地域における最終処分率(13.1%：令和3年度)は全国平均(8.7%：令和2年度)を上回っており、構成市町の類似団体との比較評価[※]においても「ほぼ平均」または「平均よりやや低い(最終処分率が高い)」となっています。

最終処分量のうち約8割にあたる焼却残渣は可燃ごみ処理事業を基本協定書に基づき委託している北九州市において最終処分されており、組合が所管する最終処分場の残余容量にはまだ余裕がありますが、埋立開始から33年が経過しており浸出液処理施設等の設備の老朽化が進んでいることから、機能維持のための整備を検討する必要があります。

また、浸出液処理水の搬送については、「し尿処理施設 曲水苑」の廃止が決定されたため、今後搬送先の検討を行う必要があります。

※環境省「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用い、構成市町の一般廃棄物処理システムを、人口規模や産業構造が類似した全国の市町村と比較を行ったもの。偏差値の評価として、偏差値が65以上で「平均より高い」、55以上65未満で「平均よりやや高い」、45以上55未満で「ほぼ平均」、35以上45未満で「平均よりやや低い」、35未満で「平均より低い」としました。

第4章 人口及びごみ排出量等の将来予測

第1節 人口の将来予測

本地域における人口の将来予測結果は以下のとおりです。いずれの市町とも、減少傾向で推移すると予測されます。

表4-1 人口の将来予測結果

(単位：人)

市町名	実績値 ^{※1}			予測値 ^{※2}	
	H29	R1	R3	R8	R13
中間市	42,563	41,574	40,478	37,648	36,219
水巻町	28,898	28,205	27,893	26,381	25,465
岡垣町	32,049	31,699	31,598	30,476	29,348
芦屋町	14,260	13,905	13,500	11,596	10,485
遠賀町	19,320	19,364	19,238	18,918	18,598
組合全体	137,090	134,747	132,707	125,019	120,115

※1 実績値は組合資料(R3実績)、環境省一般廃棄物処理実態調査結果(H29, R1実績)より

※2 予測値は構成市町の人口ビジョン、まち・ひと・しごと総合戦略等における将来人口を基に補間したもの

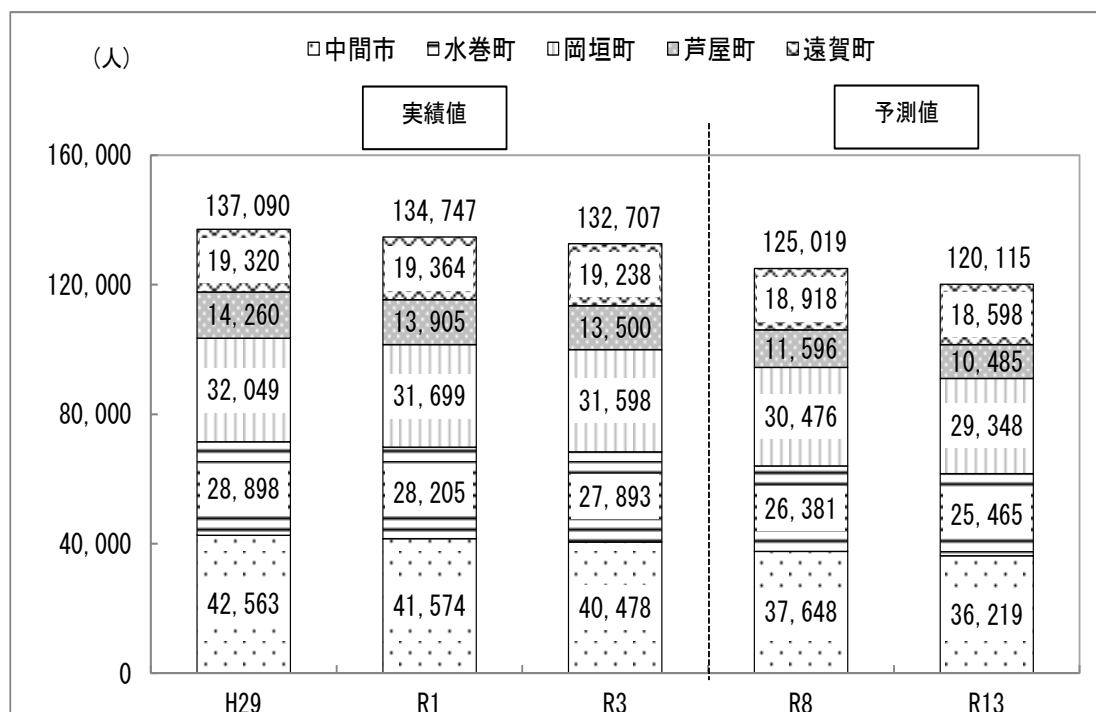


図4-1 人口の将来予測結果

第2節 ごみ排出量の将来予測

近年のごみ排出量の実態から今後のごみ排出量の予測を行うと、以下のとおりとなります。なお、ここでの予測は近年の傾向で推移した場合の予測となります。

このまま現在のごみ処理に関する取り組みを継続した場合、組合全体における年間のごみ排出量は減少傾向で推移し、令和8年度で38,626t/年、令和13年度で37,207t/年と予測されます。

表4-2 ごみ排出量の将来予測結果

			実績値			予測値	
			H29	R1	R3	R8	R13
計画 収集 人口	中間市	人	42,563	41,574	40,478	37,648	36,219
	水巻町	人	28,898	28,205	27,893	26,381	25,465
	岡垣町	人	32,049	31,699	31,598	30,476	29,348
	芦屋町	人	14,260	13,905	13,500	11,596	10,485
	遠賀町	人	19,320	19,364	19,238	18,918	18,598
	組合全体	人	137,090	134,747	132,707	125,019	120,115
ごみ 排出量	中間市	t/年	12,924	12,973	12,322	11,461	11,042
		g/人・日	833	852	834	834	833
	水巻町	t/年	9,079	9,078	8,908	8,502	8,294
		g/人・日	860	879	876	883	890
	岡垣町	t/年	9,566	9,688	9,451	9,122	8,819
		g/人・日	818	835	819	820	821
	芦屋町	t/年	4,242	4,205	3,977	3,348	2,974
		g/人・日	815	825	808	791	775
	遠賀町	t/年	6,253	6,461	6,343	6,193	6,078
		g/人・日	887	911	903	897	893
	組合全体	t/年	42,064	42,405	41,001	38,626	37,207
		g/人・日	841	860	846	846	846

第5章 ごみ減量化等の数値目標

第1節 国・県等の一般廃棄物減量化目標

ごみの排出抑制や再資源化及び最終処分については、廃棄物処理法の基本方針や循環型社会形成推進基本計画において国の目標値が設定されています。また、福岡県廃棄物処理計画においては、国の目標値を踏まえて県の目標値が設定されています。組合管内の可燃ごみ処理業務を基本協定書に基づき委託している北九州市においても北九州市循環型社会形成推進基本計画の中で、市の目標値が設定されています。よって、これらの目標値等を勘案しつつ、組合の目標値を設定します。

表5-1 廃棄物処理法の基本方針（令和2年3月通知）における一般廃棄物の目標値

	令和7年度目標値
排出量	1人1日当たりの家庭系ごみ※排出量：440グラム
再生利用率	約28%に増加
最終処分量	320万トン

※生活系ごみから資源ごみ量、集団回収量を除いた量

表5-2 循環型社会形成推進基本計画における一般廃棄物の目標値

	令和7年度目標値
国民、事業者双方に係る取組指標	「1人1日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を、1人1日当たりに換算）」を約850グラムとすることを目標
家庭系ごみについて	国民のごみ減量化への努力や分別収集の努力を表す代表的な指標として、集団回収量、資源ごみ等を除いた、家庭からの1人1日当たりごみ排出量を、約440グラムとすることを目標
事業系ごみについて	事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差が見られることなどから、1事業所当たりではなく、事業系ごみの「総量」について、年間1,100万トンとすることを目標

表5-3 福岡県廃棄物処理計画の目標値

	令和7年度目標値
ごみ総排出量の増減率	平成30(2018)年度比 -5%
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量※	516g（平成30(2018)年度比 約-2%）
再生利用率（排出量比）	22%（民間リサイクルを加味した再生利用率40%）
最終処分量の増減率	平成30(2018)年度比 -6%

出典：福岡県廃棄物処理計画（令和3年3月）

※生活系ごみから資源ごみを控除した量

表5-4 北九州市循環型社会形成推進基本計画の目標値

	令和7年度目標値
市民1人一日当たりの家庭ごみ量※	440グラム以下 （令和元年度：468g/人・日であり、令和元年度比で約6%削減）
リサイクル率	30%以上（令和元年度：28.0%）

出典：令和3年8月 第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画

※生活系ごみから資源ごみ量、集団回収量を除いた量

第2節 組合地域における数値目標

現行計画において設定した、中間目標年次（令和3年度）の目標値と令和3年度実績値を比較すると、「ごみ排出量の削減目標」及び「資源化の目標」が未達成の状況にあります。

このため、本計画における目標値としては、計画策定時（平成29年度）に設定した目標値を継承することとします。目標値は、令和8年度（中間目標年度）に達成することを目指し、令和13年度（計画目標年度）まではこの目標の水準を維持することとします。

現行計画目標値（令和3年度目標）	
○ごみ排出量の削減目標：	
①可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの1人1日当たり排出量	平成28年度比で5%削減
（平成28年度：733g/人・日 → 令和3年度：697g/人・日）	
②ごみ受入量※（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）	平成28年度比で10%削減
（平成28年度：39,128t/年 → 令和3年度：35,216t/年）	
○資源化の目標： <u>リサイクル率30%以上</u>	
（組合地域全体のリサイクル率 平成28年度：22.5% → 令和3年度：30%以上）	
○最終処分の目標： <u>最終処分率を極力増加させないこと</u>	

※ごみ受入量：遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおいて受け入れるごみ量

1. ごみ排出量の削減目標

令和8年度（中間目標年度）における可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの1人1日当たり排出量を、697g/人・日に削減することとします。また、遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおけるごみ受入量を、35,216t/年以下に削減することとします。

2. 資源化の目標

資源化の目標は、資源化の取組をさらに進めることにより、令和8年度（中間目標年度）におけるリサイクル率を30%以上とすることとします。

3. 最終処分の目標

組合が行う最終処分については、ごみ排出量の削減と資源化を推進することにより、組合地域全体における令和8年度（中間目標年度）の最終処分率を極力増加させないこととします。

4. 数値目標のまとめ

組合地域全体におけるごみ減量化等の目標（令和8年度目標）	
○ごみ排出量の削減目標：	
①可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの1人1日当たり排出量	697g/人・日
（令和3年度：745g/人・日 → 令和8年度：697g/人・日）	
②ごみ受入量※（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）	35,216t/年以下
（令和3年度：38,478t/年 → 令和8年度：35,216t/年以下）	
○資源化の目標： <u>リサイクル率30%以上</u>	
（組合地域全体のリサイクル率 令和3年度：28.3% → 令和8年度：30%以上）	
○最終処分の目標： <u>最終処分率を極力増加させないこと</u>	

※ごみ受入量：遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおいて受け入れるごみ量

なお、組合全体におけるごみ減量化等の目標を達成した場合のごみ排出量等を試算すると、次のとおりです。

表 5-5 目標達成時のごみ排出量等（組合全体）

①可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの1人1日当たり排出量を組合全体で697g/人・日以下に削減した場合

区分	実績	目標	
		R3	R8
可燃ごみ (g/人・日)	672	634 (651)	634 (651)
不燃ごみ (g/人・日)	20	19 (19)	19 (19)
粗大ごみ (g/人・日)	53	44 (26)	44 (26)
合計 (g/人・日)	745	697 (696)	697 (696)

②ごみ受入量*を組合全体で35,216t/年以下に削減した場合

区分	実績	目標	
		R3	R8
可燃ごみ (t/年)	32,568	29,682 (30,116)	28,599 (28,985)
不燃ごみ (t/年)	969	885 (896)	856 (865)
粗大ごみ (t/年)	2,588	2,368 (1,218)	2,281 (1,179)
資源ごみ (t/年)	2,353	2,144 (2,094)	2,063 (1,998)
合計 (t/年)	38,478	35,079 (34,324)	33,799 (33,027)

※ごみ受入量：遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおいて受け入れるごみ量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）

③資源化の目標

区分	実績	目標	
		R3	R8
リサイクル率 (%)	28.3	30.9	30.9

④最終処分目標

区分	実績	目標	
		R3	R8
最終処分率 (%)	13.1	13.1	13.2

(備考) 目標値：()内の数値は、構成市町均等な割合でごみ排出量削減を行い、目標達成時のごみ排出量と将来予測値をごみ区分ごとに比較し、将来予測値が下回っていた場合は、そのごみ区分は将来予測値を目標値とした場合の参考値

5. 目標達成時の構成市町のごみ排出量

前項で設定したごみ減量化等の目標を達成した場合のごみ排出量等を構成市町ごとに当てはめて、試算すると、次のとおりです。

1) 中間市

令和8年度に「組合全体で可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの1人1日当たり排出量を697g/人・日に削減」という目標を達成した場合、令和3年度実績730g/人・日に対し、令和8年度は697g/人・日となります。

一方、令和8年度に「組合全体でごみ受入量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ)を35,216t/年以下に削減」という目標を達成した場合、令和3年度実績11,483t/年に対し、令和8年度は10,608t/年となります。また、令和8年度のリサイクル率は30.0%、最終処分率は13.1%となります。

2) 水巻町

令和8年度に「組合全体で可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの1人1日当たり排出量を697g/人・日に削減」という目標を達成した場合、令和3年度実績783g/人・日に対し、令和8年度は697g/人・日となります。

一方、令和8年度に「組合全体でごみ受入量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ)を35,216t/年以下に削減」という目標を達成した場合、令和3年度実績8,513t/年に対し、令和8年度は7,434t/年となります。また、令和8年度のリサイクル率は30.0%、最終処分率は13.3%となります。

3) 岡垣町

令和8年度に「組合全体で可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの1人1日当たり排出量を697g/人・日に削減」という目標を達成した場合、令和3年度実績719g/人・日に対し、令和8年度は697g/人・日となります。

一方、令和8年度に「組合全体でごみ受入量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ)を35,216t/年以下に削減」という目標を達成した場合、令和3年度実績8,824t/年に対し、令和8年度は8,510t/年となります。また、令和8年度のリサイクル率は30.0%、最終処分率は13.0%となります。

4) 芦屋町

令和8年度に「組合全体で可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの1人1日当たり排出量を697g/人・日に削減」という目標を達成した場合、令和3年度実績709g/人・日に対し、令和8年度は697g/人・日となります。

一方、令和8年度に「組合全体でごみ受入量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ)を35,216t/年以下に削減」という目標を達成した場合、令和3年度実績3,716t/年に対し、令和8年度は3,196t/年となります。また、令和8年度のリサイクル率は35.1%、最終処分率は13.5%となります。

5) 遠賀町

令和8年度に「組合全体で可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの1人1日当たり排出量を697g/人・日に削減」という目標を達成した場合、令和3年度実績796g/人・日に対し、令和8年度は697g/人・日となります。

一方、令和8年度に「組合全体でごみ受入量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ)を35,216t/年以下に削減」という目標を達成した場合、令和3年度実績5,942t/年に対し、令和8年度は5,331t/年となります。また、令和8年度のリサイクル率は32.5%、最終処分率は13.0%となります。

表5-6 目標達成時のごみ排出量等（構成市町）

①可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの1人1日当たり排出量を組合全体で697g/人・日以下に削減した場合

(単位:g/人・日)

市町	区分	実績	目標	
		R3	R8	R13
中間市	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	730	697 (680)	697 (680)
水巻町		783	697 (724)	697 (724)
岡垣町		719	697 (673)	697 (673)
芦屋町		709	697 (675)	697 (666)
遠賀町		796	697 (740)	697 (740)

②ごみ受入量※を組合全体で35,216t/年以下に削減した場合

(単位:t/年)

市町	区分	実績	目標	
		R3	R8	R13
中間市	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 資源ごみ	11,483	10,608 (10,343)	10,234 (9,969)
水巻町		8,513	7,434 (7,693)	7,196 (7,446)
岡垣町		8,824	8,510 (7,959)	8,217 (7,681)
芦屋町		3,716	3,196 (3,074)	2,897 (2,752)
遠賀町		5,942	5,331 (5,255)	5,255 (5,179)

※ごみ受入量：遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおいて受け入れるごみ量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）

③資源化の目標

(単位:%)

市町	区分	実績	目標	
		R3	R8	R13
中間市	リサイクル率	26.5	30.0	30.0
水巻町		25.8	30.0	30.0
岡垣町		26.5	30.0	30.0
芦屋町		35.1	35.1	35.1
遠賀町		32.5	32.5	32.5

④最終処分の目標

(単位:%)

市町	区分	実績	目標	
		R3	R8	R13
中間市	最終処分率	13.1	13.1	13.1
水巻町		13.3	13.3	13.3
岡垣町		13.0	13.0	13.0
芦屋町		13.3	13.5	13.7
遠賀町		12.9	13.0	13.1

(備考) 目標値：()内の数値は、構成市町均等な割合でごみ排出量削減を行い、目標達成時のごみ排出量と将来予測値をごみ区分ごとに比較し、将来予測値が下回っていた場合は、そのごみ区分は将来予測値を目標値とした場合の参考値

第6章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

第1節 基本方針

組合地域における循環型社会形成の推進及びごみの適正処理に向けての基本方針を次のように定めます。また、関連すると考えられる SDGs の目標を併記します。

ごみ処理の基本方針	
1) 循環型社会形成の推進	
構成市町並びに組合は、北九州市と広域的な連携を図り、ごみの排出抑制、再使用、再資源化の 3R を基本とする循環型社会形成の構築を目指します。	
2) ごみの排出抑制の推進	
構成市町は、ごみの排出抑制に関する普及・啓発活動やごみ減量行動などに積極的に取り組み、ごみの排出抑制を進めていくものとします。	
3) 資源化の推進	
構成市町は、資源ごみの分別収集の徹底、集団回収やその他の取組に対する支援、事業者に対する再資源化の働きかけを通じてリサイクルに取り組み、組合では搬入ごみからの資源回収に努めることにより、地域全体として資源化を推進していきます。 また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月に施行されました。これに伴い製品プラスチックの資源化について構成市町と協議し検討を進めます。	
4) ごみの適正処理	
廃棄物処理法や各リサイクル法に基づき、廃棄物（ごみ）の適正処理・処分を行い、快適な生活環境づくりを推進します。	
5) 中間処理施設の適正管理	
ごみの適正処理を継続していくため、組合が所管するごみの中間処理施設（遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザ）については、引き続き適正な管理と機能の維持に努めるとともに、今後は基幹的設備の更新など施設の延命化について検討していきます。	
6) 最終処分場の適正管理	
組合が所管する一般廃棄物最終処分場は、残余容量にはまだ余裕がありますが、埋立開始から 33 年が経過しており浸出液処理施設等の設備の老朽化が進んでいることから、機能維持のための整備を行い、適正な最終処分を図ります。 また、浸出液処理水の搬送については、「し尿処理施設 曲水苑」の廃止が決定されたため、今後搬送先の検討を行う必要があります。	

第2節 ごみの計画処理区域と処理主体

1. 計画処理区域

ごみの計画処理区域は、中間市、水巻町、岡垣町、芦屋町、遠賀町の全域とします。

2. ごみ処理の実施主体及び管理・運営体制

ごみ処理の実施主体及び管理・運営体制については、今後も現行の体制を継続していくものとします。

表6-1 ごみ処理の実施主体及び管理・運営体制

区分		体制	実施主体	運営形態
収集・運搬	可燃ごみ	遠賀・中間地域 広域行政事務組合	遠賀・中間地域 広域行政事務組合	許可及び委託
	不燃ごみ			
	粗大ごみ			
	資源ごみ			
中間処理 最終処分	可燃ごみ	遠賀・中間地域 広域行政事務組合	遠賀・中間地域 広域行政事務組合	基本協定書に基づき 北九州市へ委託
	不燃ごみ			
	粗大ごみ	遠賀・中間地域 広域行政事務組合	遠賀・中間地域 広域行政事務組合	直営
	資源ごみ			

第3節 排出抑制・再資源化計画

1. ごみの排出抑制・減量化への取り組み

ごみの排出量を抑制し最終処分量の削減を図るためには、住民・事業者・行政が一体となり、同じ意識を持って課題の解決に取り組んでいくことが重要となります。

2. ごみの排出抑制及び再資源化のための方策

ごみの排出抑制と資源化（リサイクル）の推進を図るため、現在行っている下記の取り組みを継続します。

表6-2 ごみの排出抑制・再資源化のための取り組み（1）

中間市	<p>【主要施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. やっちゃんエコライフ啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> ・全国環境月間中である6月の第2日曜日をエコライフデーと定め、当日省エネなど実践したことをあらかじめ配布されたチェックシートにチェックをする。このことにより自分のライフスタイルを見直し、多くの市民が参加することにより環境にやさしいライフスタイルの普及啓発を行う。 2. 3R推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・3R（Reduce=ごみを出さない、Reuse=繰り返し使う、Recycle=再利用する）を推進するため、市民の意識改革や実践活動を促進する。廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物を資源として再利用、再生利用し、資源循環型社会を構築する。 3. 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）個別事業 <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年2月に策定した地球温暖化対策実行計画で掲げた目標である、平成33年度までの中間市所管施設の二酸化炭素排出量を10%削減を達成するため、LED化及び各施設の老朽化設備を更新する。 4. 環境保全活動団体提案型事業補助金制度 <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度に策定した中間市第2次環境基本計画及び平成21年に策定した中間市市民協働のまちづくり基本方針に基づき、公益的な環境保全活動を行う団体が提案し、かつ、実施する事業を対象に補助金を交付する。
水巻町	<p>【主要施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 4R（3R+1R[Refuse=廃棄物の発生回避]）の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・エコバックの使用を推進する。 ・食品ロスの出ない生活様式を推進する。 ・簡易包装、資源ごみ回収等を推進する。 ・使い捨て商品から再使用・詰め替え型商品への移行を推進する。 ・給食により排出される生ごみのリサイクルを行う。 2. 食品ロスの削減 <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減の取組について、情報の収集・提供を行う。 ・未利用食品を提供するための活動の支援等を行う。 ・生ごみ処理容器・生ごみ処理機活用による食品残渣の削減への取組を行う。 3. ごみの分別の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみの集団回収を促進する。 4. 適切な回収体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の拠点回収場所での回収を重点的に進める。 5. ポイ捨てや不法投棄等の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄や散乱ごみのないまちを目指し、啓発活動を促進する。 6. 環境美化活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・環境美化推進員やボランティア団体の活動を支援する。

表 6 - 2 ごみの排出抑制・再資源化のための取り組み（2）

<p style="text-align: center;">岡垣町</p>	<p>【主要施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ごみの減量化と再資源化を支援し、新たな資源化に向けた研究に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ・減量化や資源物回収の活動を支援し、補助金を交付する。 ・地域や企業と連携し、生ごみの減量化に向けた取り組みを行う。 2. 資源物回収を利用しやすい環境整備に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・資源物回収団体と連携し、より多くの人々が資源物回収を利用できる環境づくりを進める。 3. リユース（再利用）の機会を提供する。 <ul style="list-style-type: none"> ・フリーマーケットの開催を支援し、資源の再利用に努める。 4. ごみ出しが困難な世帯のごみ出し方法を検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出しが困難な高齢者世帯などに対するごみ出しのあり方を検討する。 5. ごみの減量化・再資源化の意識啓発を進める。 <ul style="list-style-type: none"> ・広報おかがきや町公式ホームページで情報を発信、分別ガイドブックを作成し配布する。また、講演会などを開催し、意識啓発に努める。 6. ごみの不法投棄を防止する。 <ul style="list-style-type: none"> ・パトロールの実施・啓発看板などを設置し、監視の目を光らせる。また、地域が行う清掃活動を支援する。
<p style="text-align: center;">芦屋町</p>	<p>【主要施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 環境の保全と美化 <ul style="list-style-type: none"> ・「芦屋町地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガス削減に取り組む。 ・環境美化のため、不法投棄防止活動や啓発活動、地域住民による河川敷や海岸地域、町内居住区域の清掃に取り組む。 ・遠賀川などから流出するごみ対策や不法係留船対策について、関係機関に働きかける。 2. 循環型社会の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化・資源化を一層推進するため、生ごみ処理容器等購入補助金や資源物回収活動奨励金の活用を図るとともに、資源物拠点回収、エコバッグの携帯などの取り組みを推進する。 ・ごみの減量化・資源化に関する住民啓発に取り組む。
<p style="text-align: center;">遠賀町</p>	<p>【主要施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自然環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・「遠賀町環境基本計画」に基づき、環境保全に関する施策を計画的に推進する。 ・ボランティアとの連携による環境美化運動を継続し、活動の充実を図る。 ・不法投棄抑制に向けた巡回パトロールの実施や、適切なりサイクルに向けた啓発活動を進める。 2. 循環型社会の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・3Rに向けた意識を啓発し、適切な資源リサイクルを促進 ・生ごみ処理機やダンボールコンポストの購入補助の継続、食品ロス対策など、燃えるごみの減量化に向けた活動を推進する。

表6-2 ごみの排出抑制・再資源化のための取り組み(3)

組合	<p>【主要施策】</p> <p>1. ごみ処理施設での一般廃棄物(ごみ)の処理、資源化</p> <p>①遠賀・中間リレーセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「不燃ごみ・粗大ごみ」は、破碎処理した後に金属回収を行い、民間業者へ売却を通じて資源化を行う。 ※「可燃ごみ」は基本協定書に基づき北九州市に処理委託している。 ・「新聞紙、雑誌、段ボール等」は、可能な限り選別し、民間業者への売却を通じて資源化を行う。 ・「草、木くず」は、可能な限り選別し、処理許可業者への処理(チップ化、堆肥化)委託を行う。 ・「使用済小型電子機器等」は、可能な限り選別し、認定事業者での資源化を行う。 <p>②中間・遠賀リサイクルプラザ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ビン・カン」のうちカンは、選別処理した後に民間業者への売却を通じて資源化を行う。 ・「ビン・カン」のうちビン、「プラスチック製容器包装」、「ペットボトル」、「食品トレイ」は、容器包装リサイクル法に基づき資源化を行う。 ・「紙パック」は、選別処理した後に北九州市の製紙会社によって、トイレットペーパーへのリサイクルを行う。 ・遠賀・中間リレーセンターに持ち込まれた再生利用可能な「家具類」を中間・遠賀リサイクルプラザで修理し「再生品家具類」として展示販売を行う。 <p>③最終処分場での埋め立て処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠賀・中間リレーセンター、中間・遠賀リサイクルプラザから出るリサイクルできない不燃残渣の埋め立て処理を行う。 <p>2. ごみ処理施設の長寿命化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化総合計画に基づき、「遠賀・中間リレーセンター」、「中間・遠賀リサイクルプラザ」、「最終処分場」の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検整備、適時の延命化対策等、施設の機能を維持する補修計画の立案と実施により、施設の長寿命化、財政支出の節減を図る。 <p>3. 環境教育・啓発活動の充実</p> <p>①廃棄物に関する意識の高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量、リサイクル推進のため、施設の見学などあらゆる機会を通じ、住民、事業者に対し、ごみ処理の現状に関する認識を深めてもらう。 <p>②ごみの適切な出し方に関する啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌、分別ガイドブックにより、ごみの適切な出し方に関する啓発活動に積極的に取り組む。
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第4節 収集・運搬計画

ごみの収集・運搬については、現行の体制を維持していくこととし、組合が主体となり毎年定める収集・運搬計画（一般廃棄物処理実施計画）に基づいて行うこととします。

具体的なごみ種別ごとの収集・運搬体制について以下に示します。

表6-3 ごみ種別ごとの収集・運搬体制

種類		収集主体	収集区域	収集回数	収集容器	収集方法
生活系ごみ	可燃ごみ	組合	管内全域	週2回	指定袋	ステーション
	不燃ごみ			月1回		
	ビン・カン			月2回		
	プラスチック製 容器包装			月2回		
	粗大ごみ			月1回	指定シール	戸別収集
	拠点回収 資源物			ペットボトル	随時	回収 ボックス
紙パック						
食品トレイ						
事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者	管内全域 (業者毎 指定区域)	許可業者との 収集契約	指定袋	許可業者との 収集契約
	不燃ごみ					
	ビン・カン					
自己搬入	可燃ごみ	排出者	管内全域	必要の都度	飛散・流出 しない方法	
	不燃ごみ					
	粗大ごみ					

第5節 中間処理計画

中間処理については、現行の体制を継続することとし、ごみ種別毎に適正に処理を行います。

なお、組合は可燃ごみ処理施設を有しておらず、平成19年度より基本協定書に基づき可燃ごみ・可燃残渣の焼却及び焼却残渣の最終処分を北九州市に委託しています。安定したごみ処理事業を継続していくためには、北九州市との連携が必要不可欠であることから、今後も北九州市と一体となった資源循環型都市圏の形成に向け、北九州市との広域連携を維持し、各種ごみの適正処理を図ります。

1. 中間処理対象物と処理方法

1) 可燃ごみ

可燃ごみについては、遠賀・中間リレーセンター（中継施設）にて圧縮・積み替えを行い、基本協定書に基づき処理を委託している北九州市のごみ処理施設へ搬出し、焼却処理及び焼却残渣の最終処分を行います。なお、新聞紙・雑誌・段ボールは民間業者へ売却し、木材・草・剪定枝については、民間許可業者への処理委託を通じて資源化を行います。

2) 不燃ごみ・粗大ごみ

不燃ごみ及び粗大ごみは、遠賀・中間リレーセンターへ搬入し、破碎・剪断・圧縮等の中間処理を行い、鉄・アルミ等の資源物を回収後、可燃残渣については可燃ごみとともに北九州市へ搬出し、不燃残渣については、組合最終処分場にて最終処分を行います。なお、回収した資源物（使用済小型家電・鉄・アルミ・乾電池・蛍光灯・水銀体温計等）については民間業者への売却や処理委託を通じて資源化を行います。

3) 資源ごみ

資源ごみ（集団回収を除く）については、中間・遠賀リサイクルプラザへ搬入し選別・圧縮・再生処理等の中間処理を行い、資源化できるものは可能な限り資源化を行います。発生する可燃残渣及び不燃残渣は遠賀・中間リレーセンターへ搬出し、同施設で発生する残渣と同様の処理を行います。

2. 中間処理施設の適正管理

ごみの適正処理を継続していくため、遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザについては、引き続き適正な管理と機能の維持に努めるとともに、今後は基幹的設備の更新など施設の延命について検討していきます。

第6節 最終処分計画

最終処分については、ごみの排出抑制及びリサイクルを推進した上で、どうしても処分する必要が生じた廃棄物を適正に処分します。

1. 最終処分対象物と処分方法

最終処分方法は、現行の体制を継続することとし、焼却残渣については基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を委託している北九州市において最終処分を行い、その他の中間処理残渣については組合が所管する最終処分場において最終処分を行います。

2. 最終処分場の適正管理

最終処分場に関しては、残余容量にはまだ余裕がありますが、埋立開始から33年が経過しており、浸出液処理施設等の設備の老朽化が進んでいることから、機能維持のための整備を行い、適正な最終処分を図ります。

第7節 災害廃棄物処理計画について

地震や水害等の大規模災害発生時には、一時的に大量の災害廃棄物が発生し、組合だけでは対応が困難となることが想定されます。なお、被災時には平成31年3月に策定した中間市・遠賀郡災害廃棄物処理計画に基づき、以下に示す役割分担を行い、災害廃棄物の処理を行います

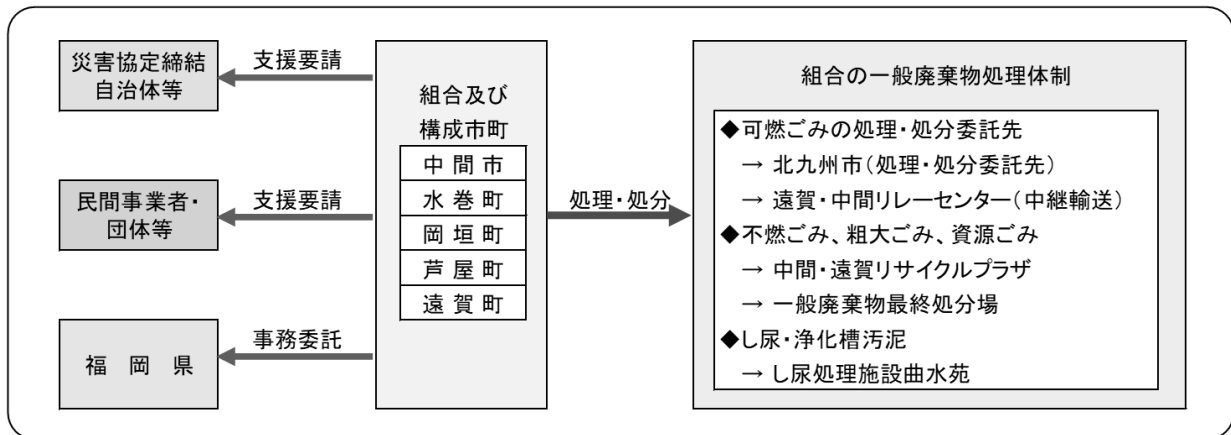


図6 各主体の役割分担（平成31年3月中間市・遠賀郡災害廃棄物処理計画）